

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-149）、MOX燃料加工施設（1-153）」

2. 日時：令和4年7月29日（金） 10時00分～12時20分  
13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、大岡安全審査官、武田安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 大柿 専務執行役員

再処理・MOX燃料加工安全設計総括 他49名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 サイクル技術グループ 副リーダー

北陸電力株式会社 原子力部 原子燃料技術チーム 副課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年1

2月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

- ・ 令和4年7月21日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年7月22日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年7月26日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のタケダです。
0:00:03	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:07	本日のヒアリングは、令和2年12月にあった設工認申請につきまして、これまでに受理している。
0:00:14	資料をもとに、事実確認を行うものです。
0:00:18	まず規制庁側の出席者ですが、本庁側からは、武田が出席しております。遅れてコサク調査官が出席します。
0:00:27	ウェブからの参加がツガネ。
0:00:30	キシノ。
0:00:31	ハバサキ。
0:00:33	カミデ以上になります。
0:00:36	日本原燃の方から、出席者の紹介と、議題の構成、説明も、説明範囲と達成目標について説明をお願いいたします。
0:00:48	はい。日本原燃仲間でございます。
0:00:51	日本原燃側の参加者を紹介いたします。
0:00:55	オオガキ。
0:00:56	村山。
0:00:58	天津。
0:00:59	上口。
0:01:02	イシハラ。
0:01:04	カサモ。
0:01:05	ヤマダ。
0:01:06	カシワザキ。
0:01:08	その場合は、
0:01:09	撤収の、
0:01:11	キクチ。
0:01:12	カワムラ。
0:01:14	ヒロタニ。
0:01:15	ミヤモト。
0:01:17	オオハシ。
0:01:18	ウラバヤシ。
0:01:20	ヤマモト。
0:01:22	オガセ。
0:01:23	オオダテ。
0:01:25	つうの。

0:01:26	倉田。
0:01:28	仲谷。
0:01:30	イナヅマ。
0:01:31	タカハシ。
0:01:33	大野さんか。
0:01:35	鴨志田。
0:01:37	コシカ。
0:01:39	サトウ。
0:01:40	下半身
0:01:42	イワタニ。
0:01:43	クボタか。
0:01:45	これ、窪。
0:01:46	中浜。
0:01:55	露頭あります。
0:01:56	本日ご確認し、いたしましたさせていただきます資料でございますけれども、
0:02:01	地震 00-2 及び耐震建物 30 J 二つの補足説明資料となります。
0:02:09	よろしければ、地震 00-02 から説明差し上げます。
0:02:15	はい。すいません。はい。日本原燃佐川です。それでは地震 0002 というので、地震 0002、R-17 で、提出年月日、てっ提出日が令和 4 年 7 月 27 日となっております、
0:02:30	資料としましては本文添付書類、補足説明項目への展開地震ということになってございます。内容の説明といたしましてさ、本日、
0:02:40	大きく修正したポイントとしては三つと考えてございますと、前回のヒアリングでいただきましたコメントとしまして、安全機能等評価上のをっていうところの、どう反映したかっていうところがまず 1 点。
0:02:52	2 点目としまして液状化の扱いというところがこれが 2 点目。三つ目としまして直下、これまでご議論させていただいた直下の反映というところで大きく三つ反映させていただいております。
0:03:04	もう 1 点、宿題事項としまして、Bクラスの FRS の扱いをどうするのかっていうところで、先行電力とかを調べた上で、どのように考えているかっていうところの考え方を述べさせていただきたいということで考えてございます。
0:03:18	はい。内容については、移動の方から、
0:03:23	はい。日本原燃伊藤です。

0:03:25	それでは別紙1から修正点について、順番に説明していきたいと思いません。
0:03:32	別紙、A1の方ですけれども、まず33ページですね、こちらの方、
0:03:40	ご覧いただきたいと思えます。
0:03:42	こちらどう、
0:03:45	地下水排水設備の機能を期待して、地下水位を低下させるといった記載があるんですけれども、もともとは、
0:04:01	大藤進藤の、こちらの方に記載するのが適当というふうに考えておりました、真ん中あたりにありますけれども、期間の非常に応じた地盤物性値を用いて作成する、そのあとに、
0:04:11	自然系の考慮にあたっては地下水排泄による地下水位の低下状態を踏まえて評価するというので記載させていただいております。
0:04:20	はい。で、はい。
0:04:22	続きまして38ページになりますけれども、
0:04:26	こちら(4)、荷重の組み合わせと許容限界。
0:04:30	こちらの方で、安全機能さっき佐賀が話しました、安全機能を有する施設の
0:04:40	あれですね設計について、施設の構造強度の確保、
0:04:46	オープン。
0:04:52	あるものについては、教育委員会は別に設定するといったことで、こちらの方で、適の方針を書かせていただいております。で、そのあと、安全機能を有する施設の建物構築物、
0:05:04	あと機器の話があるんですけれども、その中で
0:05:10	いろいろな遮へい機能閉じ込め機能等について、その機能できる表現かを適切に設定する。そういった方向で、本文の方見直してございます。
0:05:21	続きましてですね、49ページですかね、重大事故時の
0:05:30	事故時荷重と地震動の組み合わせで、これまでは
0:05:36	以上を踏まえて基準地震動Ssによる地震力を組み合わせる、そういった記載してたんですけれども、こちらの方については、この考え方については基本設計方針では記載せずに、
0:05:49	3-1-1の方で展開するといったように見直してございます。
0:05:55	ですね。
0:06:00	すいません。ですね、67ページ見ていただきたいんですけれども、
0:06:12	あ、すみません、65ページ、失礼しました。
0:06:16	65ページの方で、建物構築物への地下水への影響といったことで、
0:06:22	こちら地下水排水設備の記載してございます。

0:06:26	この中でちょっと下から4行目あたりからですかね、
0:06:32	必要な機能を維持する設計とするとともにということで非常用電源設備、または基準地震動 $S_s$ による地震力に対して機能維持が可能な発電から、
0:06:43	給電が可能な設計とすると、現在記載しております。
0:06:47	こちらの方燃料加工建屋の設計としましては、非常用電源設備からの給電が可能な設計とすることになりますので、
0:06:57	または、から、またはから発電機までの記載ですね、こちらの方については、今回削除させていただきたいというふうに考えてございます。
0:07:07	はい。別紙1の主な修正点は以上になります。
0:07:15	規制庁の武です。そう。そうしましょうか別紙1で一旦区切って、事実確認を行った方がいいですか、進め方はどう考えておられますか。
0:07:25	はい。日本原燃井藤です。別紙1から順番一部、順番にやっていきたいと思えます。
0:07:33	規制庁タケダ地わかりました。それでは規制庁側から別紙1について、事実確認あればお願いします。
0:07:41	規制庁カミデです。
0:07:44	関連する別紙案シリーズの話もしてしまいたいなあと考えてますのでちょっとそういう形で、
0:07:54	確認していきますけど。
0:07:58	まず、
0:08:00	地下水排水設備については、
0:08:07	入力地震動のところ、要は33ページに書きつつ、
0:08:16	あとは荷重のところにも書いてましたよね。
0:08:20	どこでしたっけ。
0:08:23	わかりますか。
0:08:25	53ページですかね。
0:08:31	はい。そうですね規制庁カミデ53ページにもという圧力低減という意味でここに書いてさらには最後に説明された
0:08:44	60、
0:08:45	5ページ。
0:08:47	2書いてある、ということで、一通り反映しましたっていうことだと思いますけど、
0:08:53	最後説明した $S_s2$ 、
0:08:57	対し機能維持な発電機っていうのが、
0:09:03	基本的にDBの世界では、

0:09:09	普通にヒハツが使えて、重大事故時ってというのは、内的外的あってさらに、この範囲ではないですけど 1.2 S s があってってということなんですけど。
0:09:21	総合 S s を S C I D B を超えたところでのこの給電ってというのはどういうふうに考えていいですか。
0:09:32	はい。日本原燃伊藤です。
0:09:34	S s を超える場合ですけども、こちらの方は代替ポンプ、の資機材を持ってきましてサブドレンピットからの
0:09:47	地下水のくみ上げ等を行うと、そういった解消する方を考えております。
0:09:55	規制庁カミデです。それは
0:10:00	今の説明と最初のまたは移行を消すって話の関連がよくわからないんですけど、ちょっと説明してもらいます。
0:10:11	日本原燃スクラバーです。
0:10:14	まず伊東が説明したですね、S S 発電機というのは、これはボックス数にはない設備であります。
0:10:27	再処理の方で、非常用電源がないところに設置する設備でありますだからボックスについては、非常用、
0:10:38	電源があるのでこの記載は、不要ということで削除させていただきました。それからご質問のですね、1.2 S s のときなんですけどもそれは別途ですね。
0:10:51	可搬の発電機を持ってきて、あと可搬のポンプを持ってきて、水位を維持するという考えを設計で行っています。以上であります。
0:11:06	はい、規制庁岡見です。
0:11:10	なので 27 条までの範囲は非常用電源設備、
0:11:15	カバーでき、それ以上のところは、昨日ヒアリングをした 30 条のところなので、そっちで書きますってということですか。
0:11:46	日本イシハラでございます整理としてはまず地下水排水設備での地下水の一定に維持するという効果を期待する状態が、
0:11:58	どの時間体まで必要かっていう前提を考えた時に M O X のことを考えた場合には、火災の要因として閉じ込める機能の喪失ということで、タイムスケジュール的には 20 分ぐらいの世界であるということで、
0:12:12	30 条でカバーするレベルのものでもないかなということで時間との関係からいくと、資機材として準備しておけば十分な範囲と、それからその対象との直接的な因果関係もあまり整理する必要はないということで今考えていたということでございました。以上です。

0:12:31	藤規制庁カミデさん、私もそういう認識ではいるんですけど、1.2 S s のときに果たして地下水排水設備、どんな機能があるんだ。
0:12:42	いうことは思いつつ、先週のヒアリングは、地下水の補足説明のヒアリングをしたときは、そちらから 1.2 S s においてもちゃんと
0:12:56	地下水排水設備の機能は維持できるように手当しますと、間伐だったって話をされていたので、それならそうですかと思っていたんですけど、何か心変わりがあったんでしょうか。
0:13:34	広げイシハラ所長町田。
0:13:36	少々お待ちください。
0:14:25	あ、すみません、日本原燃の桜庭です。一応ですね、建屋の耐震評価上をですね今、1.2 S s でもつという設計になっていますので、
0:14:39	それをその時の条件として設計地下水を維持しないといけないということで、その 1.2 の時にその下はパンポンプ等、
0:14:52	可搬発電機を持ってその地下水を維持するというような設計となりますと。
0:14:58	これについては以前の説明とは変わってないとは考えてますけども、
0:15:06	以上です。
0:15:09	規制庁カミデです
0:15:12	今の説明と先ほどの石原さんの説明がまず食い違っているんじゃないかと思う。
0:15:19	いえ。
0:15:20	さらに
0:15:25	今あれですね
0:15:30	耐震建物 13 見てますけど、
0:15:34	やはり 1.2 S s の時には、
0:15:38	排水機能っていうのは可搬で対応しますっていうことを、
0:15:43	明示に書かれているので、何もしないっていうよりは、何かやるってことなんだと思うんです。で、それは別紙 1 の世界では、27 条までの
0:15:55	書かないんだけど、そうすると 30 条でちゃんと手当をしますと、いうことなんじゃないかなと思ってたんですけどちょっとそこの回答が、
0:16:05	見えきらないしっていうので、ちょっと整理してもらえますか。
0:16:14	うん。
0:16:24	日本原燃桜庭です。了解しました整理します。
0:16:30	規制庁岡見です持ち帰るのではなくて今この場で、どちらにどう記載するのかというところをまずは認識を合わせないと、



0:16:41	持ち帰ってまた何週間か考えますというフェーズではないと私は思っているんですけど、どうですか。
0:17:25	はい、吉田でございます。すいません。私も事実確認しました耐震壁の13で設計基準を超えるJ Cの候補ということで集水管サブドレン監査フロンピットをサブドレ車夫等については、
0:17:42	S sの機能維持をすると書いております。これはす、何らかの時に、ちゃんと配送するという行為ができるように、体制自体は変わんなり何なり、やれるときにやると言いながらも、
0:18:00	固定の設備自体はその機能を維持しないといけないという前提で、物語を組み立てているという前提だと思いますで、
0:18:09	イトウS Sの機能異常誰が拾えるかということ、27条ではなくて30条で拾わないといけないというのはおっしゃる通りだと思いますという意味で、今、30条でご説明をしている、
0:18:23	基準地震動を設計基準の条件を超える地震に対する耐震設計の中のいわゆる常設重大事故対処設備を収納する建屋の設計の一部として、
0:18:35	この排水機能、
0:18:38	やっぱり主事機能を持っていや中枢機能支持機能を持っている。集水管等についても、1S s時期準備事務の1.2倍に対しての、資料9に全部に対して機能維持できる設計とするというのを作業場で過去、
0:18:53	行った上で、
0:18:56	1-1-4-4ですかね、4ページ5-1の3-6に飛ばすという流れで、整理をさせていただければと思います。以上です。
0:19:06	はい。規制庁深見です。わかりました。鳥羽先は、30条の本文ではなくて、添付資料ってことですか添付の方針に落とすということですかね。
0:19:18	はい。日本石田でございます。はい。今考えてるのは本庄が建物のG Cを要因とする、重大事故等に対処できる設備に対する設計の一環として、建物がついてくるという感じで整理を、本文上はしてましたので同じだと思ってますので、
0:19:37	添付書類の方の1-1-4、クリックをして、5-1-1-4のように飛ばすという形で整理をさせていただければと思います。以上です。
0:19:48	はい。規制庁菅です。
0:19:51	S sに対する設計の、に対する位置付けと1.2S sの位置付けって若干、1.2S sはおまけ的な感じがあるんで、添付でもいいかな。
0:20:02	いうふうには思いますんで、
0:20:06	なので

0:20:08	受振 00、別紙 1 の修正は入るといことが理解は理解しました。30 条にも、ちゃんと過半の話がいくと。
0:20:21	いことて理解しましたので、その辺りは適切に対応をお願いします。
0:20:34	規制庁カミデスで続けて、次は機能維持の話なんですけど、昨日のヒアリングでも、
0:20:45	1.2 S s における機能って何なんだ、それをちゃんと維持できることを方針で示してくださいって話をしたところなんですけど。
0:20:58	今で言うと、別紙 01 だと何ページでしたかね、
0:21:13	はい。日本原電機ですけれども、38 ページ、38 ページですね、38 ページからの展開
0:21:22	今の状態ではなくて今後こうするっていうところ認識合わせたいんですけど、ちょっとどんな感じになるか説明いただけますか。
0:21:37	はい。李田村遠藤です。
0:21:40	現在、38 ページの荷重の組み合わせの東京玄関のところて、
0:21:46	基本的な考えを述べておりますけれども、
0:21:52	すいません。
0:21:54	そのあと、す。
0:21:58	安全機能を要請する建物の方で今、
0:22:02	ページですかね。
0:22:10	すいません。ちょっと待ってください。お待ちください。
0:22:25	規制庁カミデですまず 38 ページの書き出しの文章が、いきなり構造強度の確保を基本とするっていうのが、まず駄目で、
0:22:37	基本的に
0:22:41	それぞれの機能があって、この辺は構造強度でやりますこの部分はこれでやりますって話をしてもらわなきゃと思ってるんですけど。
0:22:52	一つ一つの機能を出す場所は、38 ページではなくてもうちょっと後の方だと思っんで、8 ページで、どんな頭出しをして、以降のところてどうかのかっていうところなんですけど、
0:23:07	あれですか、まだ整理できてない。
0:23:14	すいません 2 本目のイトウです。
0:23:16	はい、齋木統括 o r じゃないですか。はい。
0:23:24	はい。
0:23:26	38 ページのところて安全機能のね、維持について書いておりますけれども、こちらの方は消すようにしたいと思います。
0:23:38	耐震設計における荷重の組み合わせと許容限界について、以下に示すというふうに記載しておりますて、

0:23:46	それ以降、それぞれの建物構築物について、
0:23:53	必要な機能、それ、そのままそれについては、共同厳格適切に設定する、そういった形になる。杉野委員、二本木西原でございます。変わります。
0:24:04	(2) 荷重の組み合わせと教育委員会の出だしのところすみませんちょっと私のイメージでも、若干修文。
0:24:16	部分削除をした上で、もうすぐ書き出した耐震設計における荷重の組み合わせの許容限界以下によるものとするということでそのあとにA、Aとそのあとずっと並んでいくわけですけども、この次に書いてあるまたその他機能して教育委員会を設定するというところで今、
0:24:30	機能についてどんな機能があってっていうのは全部城間に預けてるんですけど、この中で、耐震建物 30 で整理をしているような、機能の話ある程度機能の名称を言った上で、
0:24:43	その機能に応じてというところの考え方として、構造強度を確保できるもの、それ以外の機能として設定が必要なものっていうのを、
0:24:54	頭出しをここでまた書きのところでしようかなと思ってたところでした田子清新で企業立地をある程度することで、こちらの協議会に設定それぞれ設計している機能との繋がりを持たせると。
0:25:06	ということで、また審査テーマの 30 で表で整理した、一番右側のどの機能が構造強度とそれ以外の金融児童のクボタのかっていうのが、
0:25:18	全体の枠としてわかるような文章をまずこの頭出しにしたいというのが、修正の考え方でございます。以上です。
0:25:28	はい。規制庁神戸です。そうすると 38 ページの出だしのところが、
0:25:37	耐震設計における荷重の組み合わせ量限界は以下 2 と、
0:25:45	説明が持っている機能があれ、列記された上で、この辺は構造強度っていうこの辺はまた別に適切にと言って以下、
0:25:55	ポツ以降はまず構造強度の話をして、展開をしてその後、終わったところでまたそれ以外の機能で個別に確認するものはこれこれですね。
0:26:07	いうふうになるとそんな感じですかね。
0:26:11	はい、稲石でございますはい。おっしゃっていただいた通りのイメージでございます。
0:26:17	はい、規制庁、技術で、その時に、昨日もちょっとお話ししましたが、今紹介があった耐震建物 30 ですね。
0:26:27	MO Xだと、
0:26:31	大体、
0:26:33	3 ページ 4 ページに

0:26:36	表が追加されていて、こんな機能がありますよってなってるんですけど、今一番右側って石川さんおっしゃいましたけど、一番右側で、
0:26:48	いきなりこういう機能、閉じ込め機能と言いつつ、
0:26:53	一番右に行っちゃうと構造強度ってなって機能の名称で終わってないところがあるのでここは昨日も話しましたが何々機能何々機能っていう形で、ちゃんと機能、
0:27:08	そして角度で動的機能は、動的機能っていうのも機能って名前をつけつつ、言ってることは構造強度と同じようなことを言っているのです、そうではなくて消火機能だとか、
0:27:20	排気の機能とかそういうちゃんと機能面を出した上でそれを動的機能として、動的機能維持としてみまますっていうな形で、
0:27:32	段階的にまとめていただくっていうイメージなんですけどそこはイメージです。はい、西原でございます。おっしゃっていただけるイメージで修正をしようと思っております。確かに一番左側に昨日書いてあるんですけどこれと、一番右がうまくリンクできてないところもあるので、
0:27:49	一旦一番右側の物とその横の列の間に、企業として何をっていう、クッションをつけた上で、これと、その一番右側が一体部分機能を、ことで担保するのかというのが、1階位置でわかるように、色彩を拡充しようということで考えておりました。以上です。
0:28:09	はい。規制庁神戸です。
0:28:12	あとですね耐震建物 30 なんですけど、今案
0:28:19	安全機能の分類を行っていて、
0:28:26	気にしてるのは、Sクラスは大体網羅的なのかなっていう気はするんですけど、CクラスBクラスで、
0:28:34	今どうなってますかっていう話なんですけど、どうですか。
0:28:45	はい。人間のイシハラでございます。今おっしゃっていただいている安生の機能表、特にMOXの場合
0:29:01	整理してしまってるので安全評価んなってくると、その話を一生懸命分解してるということだと思いますんで、B+Cクラスは、どちらかというとその機能あれもその機能を維持するためには
0:29:15	もともとの耐震設計で行ってる構造強度を維持することでっていうことで、BCクラスの耐震重要度に応じた設計をしますというところしか今んところに関しては、ぶら下がるところがないので、その機能との関係はっていうのは、
0:29:28	見えてないんですねその整理は、おっしゃっていただいたりしなきゃいけないんだと思いつつながらもちょっとでも具体的なイメージとして今結

	びつけられてない状況でございます。ただ今、本文の7で書いてる機能は、
0:29:41	そういったことも含めた上である程度影響するんだという意味で影響してますけど、この表のクラスまで整理ができてるところは若干まだ手が足りてないと思ってます。以上です。
0:29:56	はい。長カミデです。とはいえ、大体安重で見ておけば、PCもほとんどプラス上がるでしょうという世界の中で、
0:30:08	いくつか抜け漏れがあるであろうとどうやって拾うかっていうことですから、要は、この表、安重耐震だと30でいうと左側を、何を書くか、重要度分類表がないから、
0:30:23	どうするのかと、耐震重度分類の表。
0:30:27	ていうのもあるかもしれないし、そ、それ以外、何か許可の何かを持ってくるのかっていうこと。
0:30:36	なのかその辺りは少し工夫をいただいて、いずれにしてもSだけではなくてBCもちゃんと視野に入れた機能をちゃんとあれですと、
0:30:47	あとはその機能もたくさん出てくるので、
0:30:53	新城で、C2しかないクラスを
0:30:57	本文で歌うかっていうとそういうわけでもないと思うんでそのあたり、適宜等とかで、本文上はまとめて、適切な場所でそれを紹介するっていうことも
0:31:09	いるのかなと思いますので、その辺りも対応いただければと思いますけど、大丈夫ですか。
0:31:16	はい、ニューマネージャーでございます。はい。結果として一つ共通09の系統機能を維持するやつについては、井上にもすでにお示しをされていてその中ではBクラスだろうと。
0:31:31	例えば、廃液処理系なんかはその企業を挙げた上で、その機能を達成するために必要な機器を列挙してということで整理ができてますので、そういったものを使いながら、整理をしていければと思います。以上です。
0:31:48	はい。規制庁深見です。
0:31:51	わかりましたよろしくをお願いします。で、
0:31:56	あとこの結局転貸先にある、4-1、別紙4-1であったり、別紙4の方についてもう
0:32:06	それをまた展開、きちんとしてもらってということですけど、今特別細かく今日の時点と言うああいうつもりはないんですけどその辺は大丈夫ですよ。

0:32:21	はい。日本の西田でございます B C G からの点検として別紙 4-1 にも小野業績をして展開する場所も、今回すみません整理が遅れてましたけど整理させていただきましてその中で、
0:32:33	先ほどあった等で、本部長が作った B C クラスなんかも含めて整理をして各書き下すところを書き出すという整理をやらせたいと思います。イメージは掴めてますので、
0:32:46	材料を進めさせます。以上です。
0:32:52	はい。規制庁上出です。すみませんその前に、
0:32:57	一応昨日の話は大体こんなところかなと思いますけど、どっか規制庁側から何かありますか。
0:33:08	特になければちょっと地下水の話で
0:33:12	別紙 4、
0:33:14	以降の展開についてちょっと確認したかったところがあるんですけど。
0:33:20	301 ページに飛んでもらって、
0:33:30	設計を地下水に基づき設定するっていうのが本文と店舗おなじこと書いてあるんですけど、
0:33:40	地下水、設計用地下水を基礎スラブ上端に設定しますっていうのはどの段階で明確にするのかなと思ったんですけど説明できます。
0:33:56	はい。堀家佐橋でございます。ちょっと我々の方の考え方としましてはまずこの部分の荷重の前提とする水圧の設計の考慮としましてはこちらの方の地下水排水設備に岩上さんの今のお話だった部分で、
0:34:09	地下水石油地下水に基づき、水圧地下水圧としては設定しますといったところを書かせていただきまして、
0:34:16	その後の展開としまして、325 ページの方で耐震計算といったところで実際のその計算する箇所がございますので、そちらの方で、
0:34:29	今、神谷さんが申されていたところの、基本的にはその地下水排水施設、これは、
0:34:38	少々お待ちください。
0:34:50	あ、ごめんなさい、今ありました。はい。325 ページのところ、設計地下水に基づいた基礎スラブ上端レベルに地下水レベルを設定しますとその際に考慮する地下水、地下水に基づきまして、水圧に関しての、
0:35:06	記載としまして、側圧でのテロが考慮しないけれども、基本的に要則を考慮するといった形の方で耐震計算の方に展開するというような位置付けの方で今整理の方さしていただいていたございました。
0:35:19	はい、規制庁カミデです 325 ページのところお話聞こうと思ったんですけど

0:35:27	基本方針にぶら下げて今その1にも書いてるんですけど、
0:35:32	別紙4-1にぶら下がってくると、319ページに、
0:35:37	構造計画と配置計画という欄があって、
0:35:40	ここにも今、地下水の話が書いてある、あるんで、325人、わざわざ登場させるのではなくて319ページで説明をし切ってはどうかと思ってますで、
0:35:55	さらにここでその地下水のレベルをここに設定しますっていうことが、ちょうどはまる場所が319ページなんじゃないかなと思いますけど、どうですか。
0:36:08	はい、植野でございます当初我々こちらの方でちょっと書き分けたのが、基本的にサブドレン設備といったものに関しては基本的にこういったもので設置しますといったところに関して、行動計画の方で書かさせていただいて、
0:36:24	どちらかというとその耐震の計算の中身っていう部分に関しては先ほどの部分のその水圧を考慮し方みたいなのところの部分で耐震計算に具体的に関わるところを、
0:36:34	後ろの方の耐震計算の方にまとめた方が、何か整理がよろしいかなと思ひまして、現状の構造計画の部分と耐震計算といったところで、書き分けの方を実施していたといったところが今回記載させていただいたところの井戸でございました。
0:36:49	徳田この部分の上段側の方に整理するといったところでも基本的には問題ないかというふうに思いますけどもとりあえず、私申しましたそういうような、
0:37:00	設備の設置の部分と、あとは計算条件というので分けさせていただいたといったところが、我々の方で今整理した中身になってございます。
0:37:10	はい。規制庁カミデです。ちょっと書き分けはわかりました
0:37:17	設計の地下水をどのレベルにっていうのは何か耐震計算側な気もしますので、325ページは350ページ。
0:37:29	でいいのかなという気がしますけど、
0:37:34	何かちょっと説明が、そうなる、
0:37:38	大杉というか、ここで説明したいのは、
0:37:42	設計用地下水っていうのを、
0:37:48	基礎スラブ上端にして、その応用圧力を、
0:37:54	考慮しますっていうことだ。ですよね。であればもっと簡単にその旨だけ、地下水排水設備、

0:38:03	の設計を踏まえてここに設定します。以上みたいな、何かそれぐらいな気がしますがどうですか。
0:38:11	はい、4歳でございます。真壁さんの今お話いただいているのは325ページの、
0:38:18	こちらの方の耐震計算の記載という。
0:38:22	ことでよろしいか。どうでしょうかはい。上カミデ325ページです。ここで説明するのはその設計っていうか計算上の他設定の話だけなので、
0:38:33	そこだけにしておいて実際の設計能勢知久清排水設備の構造とか設計方針は、319ページ等で切り分けすればいいんじゃないかと思ってます。
0:38:45	理解させていきますか。
0:38:49	UN通してございますそうしますと今、現状の325ページに記載させていただいている内容の部分の、
0:38:58	サブドレン設備を設置します上の方の記載の部分を少し割愛させていただいて設計を地下水位としましては、基礎スラブ上端位置に設定して、この上で、このような圧力のほうを考慮しますというような記載ぶりの方にちょっとするような形で見直したいというふうに思います。
0:39:18	はい。規制庁深見です。よろしく申し上げます。
0:39:23	あとは
0:39:30	そうですね
0:39:32	どちらか。
0:39:39	性能については、先ほどお話をした通りなんですけど、ちょっと別紙4-1の機能維持関係でちょっと気になったところがあるので、
0:39:49	確認します。315ページなんですけど、通水機能と貯水機能の維持で、
0:39:58	木製には特に書いてなくて、海水を使わないからって言ってるんですけど、気水は使うことになっていて、さらに30条だと気水を使うから、腐食の交流とかしますよみたいな話を、
0:40:16	書いてあったと思うんですけど、そのことを、この315ページで、ここ、(7)実用量の(7)番いらないっていうことがちょっと繋がりが見えないんですけど、考え方を説明してもらっていいですか。
0:40:37	日本原燃山田です。耐震建物さん中で先ほどコメントいただきました通り安重機能で整理した際には、出てこなかったものでして、
0:40:49	改めてちょっとその機能の整理を行っておそらくそうやれば常設耐震重要以外の設備も出てきてそれによって、
0:41:02	広がってくるのかなというのが、今感覚として思ってますので、それを踏まえてちょっと左側各内容を検討させていただきたいと思います。
0:41:16	はい。規制庁深見です。わかりました。



0:41:21	と、
0:41:22	そうですねとりあえず、別紙1後は別紙1はいつ、今日のところは、地下水と機能がメインのところなんですけどその関連として、
0:41:33	は、とりあえず私の方からは以上です。
0:41:41	規制庁竹田です。
0:41:43	その他、別紙1関係で確認ございますでしょうか。
0:41:49	これ、規制庁ハバサキです。
0:41:52	別紙4とも、
0:41:55	関連するということで、すでに言われてるんで、別紙チームの33ページ、冒頭説明された入力地震動に関してです、今回次、地下水、
0:42:10	との関係等が追記されてるんですけども、
0:42:15	本補正の話ですね、地震動の
0:42:18	これホッカンが資料によって基準地震動の図が違っていくということが発端です、今回この資料なんかも、補正、
0:42:31	はされる。
0:42:32	という形でのコメントが、付けられた資料もあるんですけども、基本的にこの基本方針、設計方針の中で、その及性、
0:42:44	をした結果を入力地震動の策定に用いるという記載が必要かなというふうに考えるんですけども。
0:42:52	その点事業者はいかが、どう考えてますでしょうか。
0:42:56	はい。日本原燃のオガセでございます。今ハバサキさんがおっしゃっていたもともとの発端というところは当然認識しているところでございます。現状の各地震と計算書なりの本ではいわゆるその角度を構成したようなカミデ入力地震動を算定しますということを既計算書の方には記載しているところで、
0:43:15	修正等の対応をやっていらっしゃるところでございます。本日お出ししている燃料加工建屋の地震応答計算書も同じ、同じように書いているところでございます。それが方針できちんと書かれてるかという、ちょっと京田市長の地震0002の資料の中には入っていないんですけども、
0:43:32	この資料の中にはない基準地震動S <sub>s</sub> 及び弾性設計用地震動S <sub>D</sub> の概要についてという、基本方針がございまして、こちらの方で、いわゆる次、事業変更許可申請書に書いているような、
0:43:45	基準地震動をこういうふうに決めていますというような説明をしていたんですけども、それに対しまして、地震が決めた基準地震動につきまして、断層モデルに基づく地震動というものについては、入力地震動の

	算定をするところ、時に建屋の軸壁の軸なんかに沿ってプラントを押し方向ですけどもそちらに向けてまわしますという旨、こちらのS s - A
0:44:05	の概要という基本方針の方で、記載するように現在対応してございますので、今花木さんおっしゃっておいりましたように基本方針でもきちんとその講師をうたうようなところで、対応の方考えているところがございます。以上です。
0:44:19	はい。規制庁浜崎です今の説明である程度理解したんですが、例えば昨日、説明があった1.2S sの資料においても、
0:44:29	その資料の中には、特にその追補正のコメントは、
0:44:37	なんですけれども、今松田の話ですと、一定の移設も含めて、基本方針の方で合意保全に関する方針が述べられるというふうに理解しておけばいいんでしょうか。
0:44:52	日本原燃のオガセでございます。一応1件目成立の方針のところではS s - Dの概要で決めたS sの1.2倍した地震力で設計するというふうな記載で方針では書かせていただいているところございましたので、そういう意味ではすいませんちょっと言い訳チェックかもしれないんですけども、そのS s - Dの概要のほそA点、基本方針の中で、
0:45:11	ちゃんとまわしております良いということも含めて読み込んだ上で、一定程度推進の基本方針を作っているの、一定の施設の更新の方で改めてそこを書くということは現状ちょっと考えていないところございました。そこで引っ張りというのができていう認識でちょっと我々作っているところがございます。以上です。
0:45:26	はい。規制庁ハバサキです後劇的にということでもあり得るということですので、今後機器基準地震動の図を記載する場合、以前あったように、
0:45:40	資料によって多い補正前と後載せ図が出てくるということは今後はないというふうに考えておけばいいですか。日本原燃の大橋でございます今年ないと考えておまして先ほど申し上げましたS s - Dの概要に今柿田層としている内容、
0:45:56	の時にまわしますというものを基本方針に書きますが、その中にはプラントノースにまわした図の方をきちんと書くように考えてございますので、違うような図というのは出てこないという認識でございます。以上です。
0:46:10	はい。規制庁浜崎ですわかりましたちょっと今最後言われた、結局、基準地震動としての説明の図は、許可の図が、

0:46:20	掲載されるわけですか、それともこういう補正後の図が掲載されるわけですか。
0:46:25	今原燃のオガセです。今野ハバサキさんおっしゃっておりますのはS A設備の概要の方の中だというふうなところだと認識してお答えさせていただきます。S s - Dの概要の方の本の中では、まずS Sについては物流のスペースで決めていますので、
0:46:40	許可ベースのツールスペースの並みの何ですかスペクトル図を記載されますがそれはそれで残した上で、一度入力地震動を算定する際にはまわしますという記載時付記する図として、ちょっとまわした後の図をあわせて両方提示されるというそういうような認識で作っております。以上です。
0:46:58	はい。規制庁野崎です。わかりました。一応その資料の統一ってということも含めて今後、
0:47:05	確認をしていきたいと思ってます。私から以上になります。
0:47:14	規制庁の竹田です。
0:47:17	確認なんですけれど、33ページの、
0:47:21	入力地震動、(エ)の入力地震動のところ、3パラグラフ目ですかね青文字で追記されている線形の考慮にあたってはというところなんですけれど。
0:47:34	これ最初読んだ時はスッと入ってこなかったんですけど、
0:47:38	これってというのは地下水の状態に応じて、必要に応じて、有効応力、
0:47:44	による非線形性を考慮するみたいなそういう理解で正しいんですよ。
0:47:50	日本原燃のオガセでございますこちらにつきましてはそれだけではなくて基本的に燃料加工建屋なんかの評価でもやってございます。等価線形解析をやっているということをそっから先計算書の
0:48:03	何ですかね確認なんかでもお示ししましたはずみ依存特性の位置とかを超えていないかとかそういうようなところの話も含んでの、適切にきちんと支援系統は一番の神経度合いを見ますというそういう意図を含んでいるところでございます。以上です。
0:48:22	はい。規制庁の竹田です。はい、わかりました。
0:48:28	ここ出る地下水による地下水の低下状態ということですので、これについてはその有効力ということですよ。
0:48:36	日本原燃の話は確かおっしゃる通りでございますそういう地下水なんかも踏まえて、適切な手法という中に有効力の選択肢としてはあるというそういうような認識です。
0:48:49	そういった意味を含んでいるということで理解しました。

0:48:51	私から確認は以上です。
0:48:59	岡部指示関係で、確認はございますでしょうか。
0:49:07	よろしいでしょうか。
0:49:08	それでは一旦ここで日本原燃の方から修正方針の説明をお願いします。
0:49:14	はい。日本原燃伊藤です。別紙 1、ちょっと別所んとかその他にも関連するんですけども、
0:49:22	修正方針を述べたいと思います。まず地下水排水設備に関してですけども、
0:49:28	今血液の維持な、発電機というのは記載しておりますけどもこれはないので説明します。ただ 1.2 S s 対応。
0:49:40	するといったことを述べておりますので、そちらの方について必要な機能維持の記載については 30 条の方で記載するようにということで対応したいと思います。
0:49:54	あと機能維持の話ですけども、基本設計方針で書かれてる内容の方の修正が必要ということで考えております。まず、
0:50:05	機能を洗い出してあって、構造共同を確保することを基本として、その他必要な機能について記載するような形で、
0:50:15	でございます。この修正については他の別紙にも、別紙 4-1 の方にも展開するといったことになります。
0:50:24	あと、機能維持に関してですけども、BCクラスの機能維持の話、こちらの方についても整理して、修正のほうに反映したいと思います。
0:50:35	あとは地下水の話ですけども、こちら、別紙、A4 の 1 の方に記載しておりますけども、耐震計算の基本方針のところについては、
0:50:50	今、記載がちょっと長いということで、簡潔に記載するといった、
0:50:55	修正をしたいと思います。
0:50:59	こちらの泉進藤の話に関して方位補正の話ですかね、こちらの方についても記載するように、整理して、
0:51:09	これ資料にしたいと思います。はい、別紙 1 の修正本社以上です。
0:51:15	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:51:18	今の修正方針の説明についてコメントがありましたらお願いします。
0:51:24	よろしいでしょうか。
0:51:27	日本原燃の方から、この資料の、
0:51:30	説明の続きをお願いいたします。
0:51:34	はい日本原燃、すいません。規制庁、上出です結構別紙が多いんですけど、すべて、何か論点があるかって言ったらそういうわけでもなくて、
0:51:50	大体今話したようなことの、

0:51:54	展開として4-8とか、
0:51:58	日本の旧後は、その経産省的な部分。
0:52:02	だと思ってるんですけど、計3社また1回区切りとして、それまで4-1から
0:52:12	基本方針ついて、何か説明したいところがあれば、説明いただいて、ちょっと、
0:52:21	まとめて、
0:52:22	話ができればなと思ってるんですけど、その上で何か説明ありますか。
0:52:31	はい日本原燃伊藤です。
0:52:33	ですね。
0:52:36	別紙4関係で、
0:52:38	見ますと、
0:52:40	今までの話してたところがメインになります。そうですね。
0:52:54	はい。
0:52:55	すいません。前回からの修正点といったことで、
0:52:59	S Aのリストですかはっきり影響のリスト、それについて前回除くという話をしてたんですけども、
0:53:07	そちらの方については今回、第1回で、
0:53:11	全体の方針を示すといったことで今回、リストの方を載せるように修正しております。
0:53:18	その他廃棄等の話が前回コメントあったかと思えますけれども、廃棄等の波及的影響の記載について別紙4-4になりますけれども、
0:53:30	そちらの方については、補足説明以上の記載、ちょっと今してたところありましたので、渥美とかそういったところについては、今回削除しております。
0:53:42	あと排気塔の評価フローの中で、変位とかせん断力とか、ちょっとそういったところは抜けてたので今回、修正しております。
0:53:53	はい。主な修正点は以上になります。
0:54:05	では、規制庁がパラダイス確認あればお願いします。
0:54:12	はい。規制庁上出です。
0:54:15	今説明あった中で重要度分類表とかS A設備の施設区分から、別紙4-3に入っていて波及的影響も書いてあってってことなんですけどこれって、
0:54:30	あれでしたっけ許可でもうここは、いう影響まで入ってたんでしたっけ。
0:54:36	はい。日本原燃伊藤です。

0:54:38	D Bにつきましては波及的影響まで入っておりました。
0:54:45	S Aの方については、そこまで記載してなかったんですけども、今回はB B Sとも、
0:54:52	波及的影響まで記載するようにしております。
0:54:57	はい。規制庁上出です。この辺はまだ、
0:55:02	中身を具体的に聞いていなくて、そうすると補足説明も、
0:55:09	どこまで聞いているか。
0:55:11	とは言っても、D Bとほぼ同じだとは思んですけど、
0:55:17	何かD BとS Aで、この発表って影響において選定において何か違いみたいなのって何かあります。
0:55:28	はい。日本原燃伊東です。Dの方の整理ですと、撮れスクラ数は、
0:55:39	被害を受ける側という、
0:55:41	被害をこうむる側ということの整理で、波及的影響のところについてはB Cクラスのを記載しておりますけれども、
0:55:48	S Aの方になりますと、重大事故と常設耐震重大事故と対設備が、が受ける側になりまして、波及的影響の観点からはSクラスのを、
0:56:01	あとBクラスCクラスのもの、そういったものが出てくるといったことで、表の中の違いが出てきております。
0:56:10	藤規制庁カミデです。27条までの世界だと、
0:56:17	もともとその常設耐震重要じゃなくてもSクラスだったら、愛さしないと思うんですけど、それではSクラスは有影響考慮として挙げるんですか。
0:56:39	日本原燃伊藤です。ちょっとすみません27条までの世界ですと、すみませんいつまで入ってこないんですけども1.2S sの時にになりますと、
0:56:50	すみませんSクラスのものが出てくる、そういった整理になります。
0:56:54	はい。規制庁菅です1.2S sの世界はそうだと思ってるんですけど、今ある別紙4-3は、27条までの世界のものだと思ってましたけど、
0:57:08	作業としては、そうじゃなくて1.2S sまで見据えてつくっちゃったってことですか。
0:57:22	日本原燃井藤です。すみません神谷さんのおっしゃる通りでちょっと1.2S sまで、見せて記載してたところがございましたこちらの方は、
0:57:34	修正失礼いたします申し訳ございません。
0:57:38	はい。規制庁上出です。その上で、一手にS sとして、さらに追加でみたいところ、明日次からはないですね1.2S sとしては結局補助すべき施設は30条なり、

0:57:53	そっち側説明をされなきゃいけないので、区分けをしてそれぞれ示してもらっていいことですか。
0:58:04	はい。日本原燃伊東ですそのような形で説明したいと思います。
0:58:10	はい。規制庁深見ですわかりました。よろしくお願いします。あとあの重要度分類表っていう意味で昨日話をした貯水上分類について、
0:58:23	やはりちょっと私も記憶が曖昧なんですけど、昨日、結論が出たんですけど、それとも今日話を聞くみたいな感じでしたっけ。どうでしたっけ。
0:58:35	宮城西田でございます。すいません。いろいろと距離なくなりまして、そのせいで宿題になってたと聞き及んでおりますということなんですけども。
0:58:45	昨日の議論すいません
0:58:48	聞いた話をまず前提に話をしますと助勢者の話の、MOXでいうと通称の耐震クラスをどう考えますか。
0:59:00	いう話と再処理の話と、すべてで話が浄水場については上がっていた時に
0:59:07	思っています。あとは保管庫の話を合わせて耐震クラスの整理がどうかという形をしてしていたと思ってます。
0:59:18	貯水所については以前からMOXの場合は重大事故に直接使うという意味は、何かあった時に建物に水をかけるというレベル、かつ、
0:59:30	代替のDB側の設備がないということもあって、許可の時には、
0:59:37	大体そういうものが耐震クラス的にはましと同じ分類だということで整理をしてました。
0:59:47	いろいろな前提です。それは重大事故対象の中身からしてもあんまり変わらないのかなと思ってます。ただ一方の調整者が入ってる第1保管甲骨貯水所、建物で考えますと、
1:00:00	観光に入っているものとの関係で、保管庫に入っているものの可搬型重大事故等対処設備が、何の代替なのかということでの整理が前提になると思ってます
1:00:14	マックスの場合は、昨日の30条で話題になってます監事の先生の代替として可搬型のポータブルの当本部監視、
1:00:27	工務部装置だったりとか、
1:00:30	あとは可搬型の発電機これ許可のときの整理上は、非常用発電機の代替だということで整理をしてました。
1:00:39	今後を考えますと、Sの代替がそこに入っているということで、

1:00:45	昨日の 30 条の世界でいく、地震要因とする重大事故と対象に使う、可搬型の重大事故等対処設備が保管されるもの＝一見 S s に対する機能維持を要求する。
1:00:58	ことで、この 1.2 S s に対して機能維持するものが入っている建物は、井出に衛星に持たないと、それに対して迷惑かけるという整理。
1:01:07	ということで考えておりましたということでございます。以上です。
1:01:14	規制庁神戸です。今のお話だと機能というか、今の書類上のスタンスと何ら変わることがないというふうに理解しましたけど。
1:01:25	そういうことですか。
1:01:27	はい。
1:01:28	はい。与儀西田でございます。そういったところそういう整理だと思っ てますもう一方、昨日話題になってた再処理の整理の話でこれ共用になり ますんで、
1:01:42	最初に勢力等、大体が今、給水設備になっていたと思うんですけど、
1:01:49	ちょっと話がそれ違うんじゃないかなというのがあって、大体それがや はり安全冷却水系のグループの代替であるということできくと、S s の 大体無理だと。
1:02:01	いうことだと思っ てますただそれを考えた時に再処理と M O X 情報を同 じ設備が並んで、片や四方 S S とかということを整 理した時に
1:02:11	どっちに合わせますかという話ですと、M O X 側が結局は、再処理使う ものを共有するということからすると、記載を、最初に合わせるかとい うことかなと思っ てますそこはもう、
1:02:24	整理の問題だと思っ てますけど、M O X のためだけになるものではない ので、再処理がメインで使うものを M O X は共有するということからす ると、違う耐震クラスをつけておく必要はないのかなとは思っ てます。 以上です。
1:02:38	藤規制庁岡見です。結論的には貯水上保管方貯水槽ですかね、について 常設耐震重要重大事故等対処施設を設置する。
1:02:51	施設にエントリーするってということですか。
1:02:57	はい、森下でございますはい。そういう整理です。はい。
1:03:02	はい。規制庁深見です。わかりました。はい。
1:03:06	それは適切に直していただき、
1:03:10	あとですね、ちょっとトーンんでまた最初の昨日の話の続きみたいにな っちゃうんですけど大枠としては
1:03:21	別紙 1 の修正を適切に反映してもらってというところなんですけどちょ っと読みきれないところが、



1:03:29	あって不安なので幾つかちょっと確認をしております。まず、
1:03:35	712 ページで、
1:03:39	今回なんか建屋間相対変位っていうの施設間相対変位って名前に変わってるんですけど、
1:03:45	やっぱあまり耳慣れない言葉でですね、何か他のサイトで使ってるのかとか、基準にあるのか。
1:03:53	そっか。
1:03:54	ええ。
1:03:56	よくわからないなあという感じなんですけど、この辺って、何かどこまで。
1:04:02	裏をとってというか、調べて、記載を考えて、
1:04:08	はい、宮城です。
1:04:15	探すのが一般的に建屋間相対変位というところで考えてございます。そこに対しまして前回の、ご指摘の中に建屋だけじゃないでしょうということで、まさにおっしゃる通りになってましてそこは例えば、
1:04:25	道道もあたりっていうところと、最初でいうと冷却塔というところも出てくるので、そこについては施設から生じる変位っていうことを医師意識していく。
1:04:35	違うところで書かせていただいて、そこに対して施設間相対変位っていうもう言葉を定義するっていうところはちょっとやり過ぎなので、ちょっと目的が三つに対してちゃんと変位ますよっていうことに対して、どのように見ていくっていうところなのでちょっとこの言葉の、
1:04:50	作り方はちょっとやり過ぎですみません。自分見落としました。
1:04:55	はい。規制庁管です。言われた通りでタイトルとしては普通に一般的に使ってる建屋間相対変位と施設中身のところで、建屋の話があり、それだけじゃなくて、
1:05:09	こういうところもちゃんと見ますって書いてあればいいんじゃないかなと思いますので、その辺りは少し修正をしていただいたということだと思います。
1:05:19	続けて
1:05:22	この変位変形の制限っていうのが、結局、建屋間相対だけでいいのかっていうのがよくわからなくて、
1:05:34	市原だとまた幾つかありますけどMOXで、他に連系とか油性制限必要ないなって、なぜ思ったのかっていうところをちょっと説明いただけますか。
1:05:57	はい。日本原燃伊藤です。

1:05:59	こちら発電炉の方で書かれてるライナー部のひずみと、こちらの方については、実際このような設備がないといったことで、
1:06:10	あ、すいません規制庁カミデです。
1:06:15	発電炉に書いてあるものがあるかないかを見るのが、
1:06:20	考えるべきことではないくて、耐震建物 30 で挙げてる機能、それぞれに対して、変位変形で制限すべきものがないのかっていうちゃんと網羅的に三つ。
1:06:33	見た結果なんですって言うてくれればああそうなのかなあと思えるんですけど実態のところそういう作業ってしてますか。
1:06:41	日本原燃澤です。すいません。ちょっと言い方悪かったです。まさに上出さんおっしゃる通りで、そこっていうのが今始まった話じゃなくて1年前の審査、スタートした時から、その主語を、
1:06:51	再処理で言えば再処理の設備に置き換えてということで、確認してきます。その上で、その内容を説明させてください。
1:07:04	はい。日本原燃伊東です。申し訳ございません。
1:07:07	ですねちょっと耐震建物参事の方で整理しておりまして、その中でちょっと1点、出てくるなというふうに考えておりますのは、
1:07:21	核燃料物質をA I Iするピット等の体系の維持機能、そういったものがあります。こちらの方については、
1:07:31	構造強度を確保するっていうのが、基本的な考え方になるんですけども、やはり
1:07:41	変形量について、
1:07:45	一部必要なところについては見る必要があるのかというふうに考えております。
1:07:51	そういった整理をちょっとしないといけないかというふうには思っております。
1:07:59	藤規制庁カミデです。
1:08:02	すでに整理をされていなきゃいけない段階だとは思いつつですね、
1:08:08	そういうことであれば今日のヒアリングの内容も踏まえてちゃんと網羅的に行って、その
1:08:18	施設の持つて分の施設の機能をちゃんととらえてですね、何が必要かっていうことをちゃんと整理していただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。
1:08:33	はい、日本限度です。
1:08:35	了解しました。

1:08:38	はい。規制庁岡見です。続けて、ちょっとした確認なんですけど、715ページに動的機能の話があって、これって全部目前にあるのかなって見て単純に疑問だったんですけど。
1:08:53	これはどう、事実関係としてどうなのかっていうと、一通り書く必要があると思うのであれば、どういう考えなのかとか説明いただけますか。
1:09:15	はい。日本原燃伊藤です。
1:09:19	はい。ちょっとこちら、再処理の方で記載されてるものを持ってきているところでございます。実際、MOXにないものも、
1:09:31	こちら、有井ますので、ちょっとこちらの方は修正直したいと思いません。
1:09:39	規制庁カミデです基本的な考え方として、再処理と同じっていうのであればまだわからないでもないんですよ。同じ。
1:09:50	隣り合ってる施設がきちっと、
1:09:53	ということでそれであれば、
1:09:57	そういう整理もあるかと思えます。実用炉に書いてある堅田一緒に書きましただとさすがに、それは違うでしょうと、先ほど言った、
1:10:08	変形の機能だってこれはうちに何かかけませんと言いつつ、表はそのまま使えますっていうのは、バランスが取れないんですけど、最初に対して必要なものを、から、
1:10:20	2モック数のものも含まれていて、結果として同じ日を使っておきますっていうのであれば特別、またこれを絞る必要はないと思ってますけど、事実関係としては、
1:10:33	再処理の方でちょっと適正化されたものだってことですか。
1:10:38	宮部サガワです。最初の扱いというところで、最初はどのように作ったかというところですけどもまさにおっしゃってる、いただいた通りなんですけども、野川っていうところとJ-Rを見ます。
1:10:50	その中で、再処理にあるものというところ、例えば、原子炉とかっていうものについては、うちについて最初についてはありませんので削っていった、再処理というところで、まとめたっていうのがこの動的の
1:11:02	加速度ということになってございます。その上で、どのように考えるかというのは二つあると考えております。まさにカミデさんが言って体を、再処理であるものについてMOXも同様に、これは基本方針だから、
1:11:15	載せておきますという考えをまず行って、2点目として絞り込むというところもありますけども、どのように考えるかといいますと、やっぱり

	基本方針なので、ちょっと今後使うことも見据えて再処理と同じように載せていくってところがいいのかなとは思いつつ、
1:11:30	Sっていうところもちょっと考慮します。
1:11:37	日本イシハラでございます。いえ、余りにもかっこ悪いところはちょっとさすがに見せられないので、臨時の発電機がないのに全発電機と書いていたり、
1:11:49	安重の冷凍機もないのに、データを基と書いてみたり、いろんなそごがありますんでそこはちょっと綺麗にさせていただきます。以上です。
1:11:59	はい。規制庁菅です。わかりました。最初に、
1:12:04	特有のものみたいのもあるような気がしていて、うんって感じがしたので、適正化するっていうことで、わかりました。
1:12:12	続けますけど、716ページにこの各機能維持を書いている、この辺りは丁寧に書いてもらってことなんですけど、
1:12:22	建物系と設備系でそれぞれ何か分かれるような気がしていて、今その辺あまり区分けをされずに書いてますけど、そこちゃんと明確にして
1:12:36	書いてもらいたいなと思ってんですけど大丈夫ですか。
1:12:43	はい。日本原燃井藤です。ちょっと後者の方機能、必要な機能ということで、建物、構築物、
1:12:53	研究わけ前回でるところありましたこちらの方については、ちゃんと建物側のもの、あと聞かなもの、わかるように見直したいと思います。
1:13:05	はい、規制庁カミデです。よろしく申し上げます。
1:13:09	次ちょっと、次の別紙に行きますけど、資料の9の構造計画の別紙で、
1:13:19	4の別紙4-1のところでは、この構造計画の欄に、
1:13:25	許可制排水設備も今回入れて
1:13:29	展開をしていたんですけど、いろんな急になると、地下水排水設備の話が抜けちゃっているので、これも添付書類3の1-1からの展開としてちゃんと書いてもらうってことを、
1:13:44	かと思ってます。さらにはその添付書類3の1-1もアクティビティのところしか張ってなくて、何か、6ポツですかね。
1:13:53	もう払えると思うので、そのあたり、適切に体裁整えていただきたいと思えますけど大丈夫ですか。
1:14:03	はい。日本原燃伊藤です。はい。こちらの方、
1:14:08	抜けがあるところについては
1:14:10	記載するようにいたします。
1:14:16	はい。規制庁カミデです。で、
1:14:19	あと、またちょっと飛びますけど、今回別紙の、

1:14:24	4-12とか11とか増えてきていて、1個は言っても、中身はまた今度みたいな感じなんですけど、
1:14:39	別紙4-13、
1:14:42	だけは、
1:14:46	別紙4-13。電気系だけはちょっと詳しく書いてあるなんていうか
1:14:53	単純に見た印象なんですけど、この辺って、第1回でどこまで説明してみたいな考え方って、
1:15:01	4-11。
1:15:05	12、13とか並びがとれてますと。
1:15:11	はい。日本原燃伊東です。冒頭、ちょっとこちらの指示方針、配管、機器配管ダクト、電気計測制御設備これ加えてるの、すみません、説明抜けておりました。
1:15:24	で、今回お出ししてるところなんですけれども、支持構造物の設計までといったことで、記載するよという方針で、それぞれのものについて整理したところがございます。
1:15:40	で、電気計測制御設備について、ちょっと詳しくなっておりますけれども一応そういった形で今整理してるところです。
1:15:52	藤規制庁カミデです。思ったのは
1:15:56	日本の13だとアンカーの図面。
1:16:00	埋込金物設計みたいのがあって、それが配管の指示だとか、
1:16:07	機器の指示だと、そこまではなくて、もうほとんどフローを、
1:16:13	設計フローまで、
1:16:15	ぐらいになっているんで、並び取れてないんじゃないかなと思ってましたけど、そちらとしては並びがとれているってということですか。
1:16:26	日本原燃澤です。
1:16:27	今の電気計装のところは書きすぎになってます。機器の支持方針、配管の支持法人担当の指示方針、電気ってということで同じような形で構成するということで、ちょっと整理しておりました。なのでここでちょっとつけ過ぎちゃってますので他と同じように、
1:16:43	あと具体的中身は工事課で考えてございますのでフローの手順の手前のところってということで、修正いたします以上です。
1:16:52	はい。規制庁、網です。わかりました。よろしく申し上げます。私の方から4-13までですね、基本方針関係については以上、
1:17:06	規制庁の土岐です。
1:17:07	何かこの範囲で、規制庁側から確認はございますでしょうか。

1:17:18	特にないようですので、伊勢、日本原燃の方から修正方針について説明をお願いします。
1:17:28	日本原燃伊藤です。
1:17:30	ですね建屋間の相対変位の記載のところですけども、
1:17:35	こちら、施設間というのはちょっと記載としてはおかしいといったことで、少し見直しをかけたと思います。
1:17:45	その他んとてっ機能維持の表ですかそちらの方について、今再処理と同じものをつけておりますけれども、
1:17:56	あと再処理特有の機器もあるといったことではないです、そちらの方については、見直しをかけていきたいと思います。
1:18:05	あと、今回新たに付け加えました耐震の指示方針ですが、支持構造物の設計までということで今回書いてたんですけども、
1:18:17	電気計測制御装置等につきましてはちょっと梅川の設計方針等も書いておりますそちらの方についてはちょっと今回外すようにといった修正をかけたいと思います。
1:18:30	あとは、
1:18:33	はい。主な修正は以上になります。
1:18:37	導入下のカサモです。
1:18:38	地下水排水設備で、やっぱり資料の1書いてるところ、必要な添付書類確認して、すべて対応します。あと機能維持の基本方針の書き出しのところは、建物構築物機器配管系分けて、
1:18:53	衛藤、もともとの基本設計方針、芦田城野さん所の整理から、すべて整合するように記載を修正したいと思います以上です。
1:19:06	藤規制庁カミデです
1:19:09	主要方針に何か抜けがあるということではないんですけど、ちょっともう1回確認しておこうと思いますけど。
1:19:20	機器の支持方針とか、あと主方針関係で、基本
1:19:27	は有働までという話なんですけど、
1:19:33	要は今回 1.2 S s もある中で、設備の指示っていうのはどうするんですかっていう話を、
1:19:43	していた中では、
1:19:47	4-13 の情報みたいなのがあった方がいいような気もしますが、
1:19:54	そのあたり
1:19:56	ここまでで、
1:19:58	説明量としては十分だというのはどういう判断をされてますか。
1:20:08	はい。日本原燃池です。

1:20:10	ですね支持構造物の設計栄光につきましては、
1:20:17	すま系配管ダクト、その他含めてなんですけれども、具体的な設備の設計に入っていくのかというふうに考えておりました、
1:20:28	今支持構造物の設計というところでやってるところでございます。
1:20:37	藤規制庁カミデです。
1:20:41	要は 1.2 S s でしっかり設計しますという話をしていることと、
1:20:48	どう繋がるのかっていう感じがしていて、特に今 760 ページを見てるんですけど、
1:20:58	1.2 S s でも厳しい方針は、いっぺんに先生書くもんじゃなくて、こっち側を読み込んでいると思う。
1:21:08	メカニカルアンカーみたいなもの地震を要因とする重大事故対象施設、
1:21:15	に
1:21:17	使う。
1:21:19	もの支持差 0。
1:21:21	いうのはよくないなど。
1:21:23	また、ケミカル U p p e r もやっぱり相当なひび割れ状態を想定すると、どこまで本当に使えるのかっていうことがあって、
1:21:36	こういうところはちゃんと
1:21:39	この形式を使いますよ、一定に S s においてはっていうのをちゃんと言ってもらうのが、大事なんじゃないかと思ってますけど、そのあたりどうです。事業者としてはどう考えますか。
1:21:55	はい。荻野イシハラでございます。そういう意味では確かおっしゃっていただいている通り配管機器の支持方針みたいなのは、1.2、
1:22:09	そう。耐震に関する設計上の考慮っていうので考えているものを踏襲しますよ、そのまま使いますよということプラス 1、2 節で守らなきゃいけないものが、さらに工夫をしてということだと思いますで、
1:22:21	そういうところを整備を考えたときの繋がりを考えるときには逆に、電気計装設備は、
1:22:28	相手もあんまりリンクがなくて配管機器の指示方針の方がどちらかというと、一見 S s 絡みも含めた上で、1.2 S s の世界でもちゃんと支持機能が維持できると言っている根拠の一部にも繋がるので、
1:22:42	そこの部分も考えた上でどこにどこまで書くかということ、ここまで、逆に電気関係はそこまで書かなくてもあんま意味がないっていうな繋がりもないのでそこをちょっと強調考えて繋がり考えた上で、
1:22:55	記載を書くべきところを書くということで整理をさせていただきたいと思っております、

1:23:00	あとは一気に切断流通があるかは、何の 1.2 セガワでも良い方も含めて、工夫をしていきたいと思います。以上です。
1:23:10	はい。規制庁上出です。1.2 S s が会合で言ってたしっかり
1:23:18	終局を見据えた段階でもちゃんと設計しますと言ってることに対してなかなかそちらも具体的に書くことが、なんか数筆が進んでいないような印象があったので、今言ったように、メカとか、県下で使えませんっていうのも一つのそういう、
1:23:35	設計方針ですから、
1:23:39	値を拡充してそれを説明することでまた一つ説明ができるっていうことだと思いますので、そういった形で見える化してもらえればと。
1:23:50	と思いますが、よろしいですか。
1:23:54	はい。乳井西田でございますはい。承知いたしました。
1:23:58	ちょっと整理をした上で書くべきところをちゃんと書いて、繋がりを持たせるということにさせていただきたいと思います。以上です。
1:24:08	はい、規制庁カミデです。私の方から以上です。
1:24:15	では、別紙 13 以降ですか。
1:24:19	はい。すいません。日本原燃伊藤ですけれども、ちょっと耐震計算の中身入る前に F R S の話ちょっと、
1:24:28	1 件あったので、今の断面で説明したいんですけどよろしいでしょうか。
1:24:37	以上です。
1:24:38	規制庁側から特に何か意見はありますでしょうか。
1:24:43	どうぞ。
1:24:48	じゃあ、説明の方をお願いいたします。はい。すいません。前回のヒアリングで、別紙 3 のところで議論があったところですけども、道道の F R S ですね、こちら、
1:25:03	戸惑う中にある機器が B クラスのものしかないといったことで、2 分の 1 S D の F R S をつけるという話をしておりました。
1:25:13	で、こちらの方について全力での実績等も確認をしましたがけれども、関電の高浜さんのところで、B クラスの建屋、答え廃棄物処理建屋ですねこちらの方について、
1:25:30	弾性設計用地震の S G の F R S をつけて、るといったことで、F R S をつけて、計算書はつけてないといったことになりますので、
1:25:43	内野委員は M O X につきましても労働については、基本的な設計条件といったことで 2 分の 1 III の F R S をつけるようにといった方向で今考えてございます。



1:26:00	4 点目イワタニです。私ちょっと高浜出身なので補足させていただきます。新規制基準対応ではですね、
1:26:11	F I S の店舗ですね S D しかやってございませんで、ただ共振する設備自体はございます。
1:26:21	例えば、S クラス施設の中に、S クラスのものや B クラスのものがありますけれども、こちらに関しては、S s と S D の F R S をつけさしていただいております。
1:26:33	で、それはなぜかという S クラスの機器に対しては S s - D で見る必要があって、B クラスについては 2 分の 1 S D で見る必要あるんですけども、これは 2 分の 1 をすでに常時ればいいでしょうということで、
1:26:47	S D だけの添付ということにしております。これに合わせて、B クラス設備のものに関しても、2 分の 1 S D ではなくて、S D の方、付けさしていただいているということです。
1:26:59	研究生対応ではそうだったんですけども、高浜 12 号機ですね廃樹脂の共用カーのところですか。'としては、真子
1:27:11	S クラスの中にあって、S クラス設備がないでしたので、2 分の 1 S D の方を添付さしていただいているということで、厳密な評価を今回やっていくとかいうことに関しては、2 分の 1 種
1:27:27	でつけた方が最新のトレンドとなっておりますし、いいのではないかなという話をイトウやサガワとさせていただいたという、そういう考えでございませ以上です。
1:27:43	以上タケダです。ただいまの説明につきまして規制庁側から確認あればお願いします。
1:27:51	あと、規制庁カミデですけど特にはないです。付け 2 分の 1 でつけるということであれば、特段
1:28:02	コメント等はありません。
1:28:06	はい。日本原燃藤です。はい。こちらの方、道路につきましては 2 分の 1 S F R S をつけるようにしたいと思います。
1:28:19	規制庁の時田です。
1:28:21	それでは続き、別紙 4 の 14 以降です。
1:28:24	日本原燃の方から説明をお願いします。
1:28:36	はい。日本への移動です。燃料角田 4 - 14 以降ですけども、
1:28:44	ちょっとお待ちください。
1:28:51	はい。追加で説明することは特にはございません。
1:28:57	土本木田です。
1:28:59	それでは規制庁側から確認あればお願いします。

1:29:09	規制庁カミデです。これは、
1:29:14	別紙の 4-15 かな、通しページでいうと 1200、8126 ページですけど、
1:29:24	機能維持の話でこれもそうなんですけど基本方針側で整理をするので、それを手にした上で、ここの 1156 ページの表もですね、
1:29:39	どういう機能に対してどういうクライテリアというのは改めてちゃんと整理して、
1:29:46	今構造強度を有することとって特別機能がないですけどその辺も基本方針の上ではちゃんと明らかになるので、素行はちゃんと踏襲して、計算書の方を見つけてもらうと。
1:29:59	いうふうにしてもランれればと思ってますけどそのあたりは 1 回されてますか。
1:30:10	日本原燃山本でございます。はい基本方針でただいま議論ありました通り、整理できたとまた改めてその基本方針と、こちらの表が整合性があるかどうかは改めて確認をして記載をするようにいたします。以上です。
1:30:26	はい。規制庁カミデです。全く整合するっていうことはないと思うんですが、作業は正直、
1:30:33	あと
1:30:34	1175 ページで、今回の変更箇所っていうのを明示されてるんですけど、
1:30:43	これって、
1:30:44	断面として変更になったのか、それとも駄目が追加になったのかって言うのは、どちらですか、それとも両方いろいろ玉石今後って感じですか。
1:30:59	誘導してございます。今のものでいきますと要望が今、合わさったような形になってるとというのが実情でございます。
1:31:11	はい。規制庁菅です。わかりました。
1:31:18	あとですね単純な確認なんですけど、
1:31:25	ここを今、1175 ページのところに地下 2 回位ですよ。で、
1:31:30	地下 2 階の壁の断面が、今回変わったのって地上。
1:31:37	部分だと思ってる、
1:31:40	本当に今回説明されているへ燃料加工建屋の設計変更のの対応として変わったものなのか。
1:31:52	やっぱそれとは別の要素で変わったのかって言うのとどちらですか。
1:31:59	はい。新村土橋でございます。こちらの方としましてはちょっと今回城側の方が少し変わってきているといったところもございましてその連続性といったところで、その背景のおさまり等を考慮して、

1:32:13	今こういった地下2階の部分に関しましても変更を主張している箇所があるといったところでございます。
1:32:20	はい、規制庁カミデですわかりました。私の方からの確認は以上。
1:32:29	はい。じゃ、いいですか引き続き規制庁ハバサキです。
1:32:34	別紙4-15については前回指摘しました点についてですね1115ページですか。表紙のところに、対応け。
1:32:44	かということでもまとめられているので、それぞれについて確認しました。
1:32:49	1点ですねうちの二つ目のところで図面は今回省略されてるんですけども、これは何か理由があったんでしょうか特にこれはこちらから指摘したつもりはないんですけども、
1:33:04	はい。日本原燃の投資でございます。こちらの方としましては前回のヒアリングをさせていただいたところで、地震応答計算書と耐震計算書の中で、同じような意図でつけている図面があるといった部分に関しましては、
1:33:19	当初の簡略化といったところもございまして、その部分としまして、耐震計算書からに関しまして、それ以降に関しましては簡略化するような方向性といったところで
1:33:30	前回のヒアリングの方で議論させていただきましてその方針に基づきまして今回の耐震計算書で重複してる部分につきましては図面の方を削除したといったところでございます。
1:33:40	はい。規制庁浜崎です別に削除して悪いという話ではないと思いますので、実際、1119ページからはその概略数という形では、残ってます重要教育を示すという、
1:33:52	ですね、ので、別に今回社長は、私としてはコメントないです。
1:33:58	それで、あと2点なんですけど、先ほどの話があった1173ページ、今回図面リストという形で、甲斐修正、会計店の図面を元んというか、記載。
1:34:11	してもらったんですけども、ちょっと1173ページのところにもう少し何かこの、先ほど上出からあったような話も含めてですね説明があるべきかなというふうに考えるんですけども。
1:34:25	ちょっと事業者、どう考えてますでしょうか。
1:34:33	はい、米本橋でございます。こちら添付書類の図面でございますのでどちらかという結果といったものを淡々と添付するというような位置付けの方で今整理させていただいたといったところでございます。

1:34:48	赤沢さんのおっしゃられているのは、この注釈みたいなものを打ってその変更の理由みたいなものを記載した方が、
1:34:56	いいというようなニュアンスというですね、行ったプロジェクト発足側の方でこう展開してもいいのかなというふうには思うところでした。
1:35:06	規制庁の小崎です。確かに補足での詳細な説明があるならいいんですけども、
1:35:16	今回、添付 73 ページ以降がですねこれ何なのっていう、添付だけ見た限りではそういうふうには、初めての人といいますかですね。
1:35:27	我々は多分ずっとやってるんですけども、とか、あとその変更点にしても、どういう理由でみたいな話も含めてですねあまり細かい情報、
1:35:39	というのは補足なりの方でわかるんですけども、もう添付にも、やはり趣旨についてはですね記載があった方が、この転機といえども資料としては、し必要かなというふうを考えるんですけども。
1:35:56	いかがでしょう。
1:36:04	規制庁上出です。そう。申請書全体としてどうなんだっていう感じがしていて変更理由、変更内容みたいなものは
1:36:16	かなり上流側に書いてあると思うんですけど、そこの記載だけで、そうだねって思えるのか条例の記載がすごい簡単だから説明をした方がいいのかってその辺のことだと思うんですけど、事業者は、
1:36:34	どう考えますか。
1:36:51	室委員そうでございます今上流側の記載いたしましたように新規制基準に基づいて変更するといったところがございますので、どちらかというところを踏まえての今設計結果といったところで、こちらの方の
1:37:04	耐震計算を踏まえて図面リストを展開してるといったところになってきますので、そういった
1:37:12	細かなものなってくると、形態を考えると、こういった図面関係のところは全然関係のところに記載するといったところの方がセイリガクとしてはいいのかなというふうに思っております。
1:37:26	その上で
1:37:28	例えばこの図面関係のところに入れるということもありますけども、基本的なこの
1:37:35	今記載してるような 110 の補正でなく、
1:37:40	何かその主なそういった配筋等が変更になっている要因みたいなところといったところを概念的にこの文章でこう聞き出すというような形の方でも、

1:37:50	いいのかなというふうに思っはいるんですけども、
1:37:52	いかがでしょうか。規制庁上出です。
1:37:57	何で燃料加工建屋の設計変更内容が、上流でほとんど読めなくて、耐震に行けば書いてあるっていうのは違和感で外部事象とかにも関係しているところですから、大体のこの変更のあらましっていうのは上流側でやっぱり見えているはず。
1:38:15	そこをそういう意味だと耐震側でそこまで書くことってあるのかなあと思ってるんですけど、ちょっと事業者の回答が上流ではほとんど読めないの、言われているので、うーんって思ってるところです。
1:38:41	乳井西原でございます。現状共通 08 出向かせていただいて、東野内空のやつを見ながら、
1:38:51	変更の理由、あと分割の理由っていうのを整理したところでした。その実際先ほど、
1:38:58	トガンの方から説明した通り、中身がないのでちょっと今回の変更申請としてのトピックスが読めるようにするかちょっと至急、
1:39:09	検討したいと思います。
1:39:12	どこまで書くかによってそれぞれの条文ごとにいろいろありますんで、全体、どこまでカバーできるかちょっと至急検討して修正案を伺いたいと思います以上です。
1:39:24	はい、規制庁カミデです
1:39:27	変更で言う、どこまで書くかっていうのは他の施設ⅠⅡも見据えながらっていう整理で基本的にそういう考え方でいいとは思うんですけど
1:39:40	それで、その記載データでなかなか読みにくいなっていうところは各条文でどう手当をすべきなのか、みたいところは少しまだ課題としてあるのかなっていう気がしますのでちょっと整理をしていただいたと思います。
1:39:56	ということだと思います。
1:39:59	はい。以上です。
1:40:02	はい。既設ハバサキですちょっとちっちゃくなってます高見と考え方たも、一番岩野っていうのはあるんですけど城志賀にあつての先行的点に関しての記載があつてで、
1:40:15	この耐震計算書の、例えば 1173 ページに何を書かかっていうところもあるんでそこら辺しっかり整理をしてもらいたいと思うんですけども、例えば 1115 ページの表紙のところ、主な変更点ということで、図面リストを追加しますって、

1:40:30	もう、何々云々って書いてありますけども、実際この添付の計算書の段階ではこの表紙のこの凹ん店の記載はなくなるわけなんで、そうすると最低ここに書いてある、
1:40:44	図面リストの追加の以下の2行三行に相当する分は1173ページに、必要ではないかというのが私の意見なんですけど、
1:40:56	それ。
1:40:57	この計算書としての記載としては、
1:41:06	事業者として、どう、いかがでしょうか。
1:41:09	はい乳井衛藤でございますちょっと今まさしく1773ページに書いてる図面リストっていったところで少し淡白な表現になっていますので、ちょっと
1:41:20	お手元の公認カラーの呼び出しとかも、
1:41:24	に基づいて変更している箇所は何ですかっていったところも特に注記書いてない状態ですのでちょっとこの部分に関して、ちょっと図面R I S等のところからの変更点なんですよといったところも含めてちょっと記載さしていただいて、
1:41:38	耐震計算書側としてももう少しフォローできるような形の方で対応していきたいというふうに思います。
1:41:45	はい。規制庁浜崎です。やはりモック数は再処理の施設等々は違って大規模な設計変更が申請の途中でされているという、
1:41:55	申請と申しますか建設工認からですね、変更がされているということ、特異性があるんですね、その点はやっぱり反映すべきかというふうに考えてますので、検討をよろしく申し上げます。
1:42:13	すいません。規制庁神谷です。そういう意味では2項変更として申請するものの計算書で丸木。
1:42:28	2既設購入との関係をそれぞれどう反映するかっていうことなので、今の計算書ではそこが全然見えてないってところなのでちょっとその手当ということと、認識していただいて、ちょっと整理をしてもらえればと思います。
1:42:56	今日規制庁カミデです伝わりましたか。
1:43:13	藤規制庁カミデです日本原燃音声聞こえてますか。
1:43:22	日本原燃カサモですね。大瀬聞こえてます。
1:43:25	備考変更で、
1:43:28	今回、燃料加工建屋の
1:43:30	変更として購入出してるんで、その変更した内容が、
1:43:35	違う以降変更として出した計算書であることが、

1:43:39	わかるように、経産省の記載をちょっと、
1:43:44	工夫するっていう形でよろしかったですか。
1:43:48	藤規制庁カミデです。2項変更ですよっていう話だけではなくて2項変更であるから、この部分は前と一緒にです。ここは違いますっていうことだと思うんですけどそういう意味で、
1:44:02	あれでしたっけ図面関係は、図面関係なり、諸元なりは全部今回、一通り示してるっていうことになってるんですけど、それとも
1:44:15	一部は抜き出してるけど一部既工認を見ないとわかりませんっていう状態なんでしたっけ。
1:44:27	湯沢でございますそういう意味でいきますと図面リスト関係でいきますと今回
1:44:34	地域のところに少し家の方に書かさせていただいておりますけども、その変更になった部分の、
1:44:40	耐震1柱を張りが変更になってございますのでその部分を、私がつけているといった位置付けになってございますので、それで変更が生じていない基礎スラブの断面リストみたいなものは今回付けていないといったところでございますので、部分的に変更してる箇所のみを明示させていただいてるという位置付けでございます。
1:45:01	はい。規制庁深見です。そうであればやはり基本人呼び込んで、既工認の計算書の内の子、ここについては
1:45:12	宇和掛けをします。それ以外は上書きしてませんということがわかるようなところをですね、書いてもらうのかなと思いますので、理解いただけました。これ宮城の石田でございます承知いたしました。回答とあわせて、
1:45:29	生まれジックと航空機のところは、気にかかる変更なしと言いながらも評価点が一部なくなるとかっていうのもあるので、
1:45:43	は、逸見釜田稲井の申請書に記載したものと一緒ですということを一部入れてますので、それとの関係で、この耐震側をどうするかというサイクルを考えたいと思います。以上です。
1:45:55	はい、規制庁カミデですわかりましたよろしくお願いします。
1:46:01	はい。規制庁浜崎です。今の件、よろしくお願いします。最後私の方からですけども、先日26ページ以降に、
1:46:10	例えば、構造、
1:46:14	強度を有することで耐震駅の耐震駅が無理として入ってますということで、この終戦管室なんですけど、昨日の説明があった別紙4-19でしたか

1:46:25	1.2 棟の 1.2 S s
1:46:34	だったので、きちんとそこは最新版の方にですね、修正の方、しておいてくださいという部分ですが、本件のご話でございます。申し訳ございませんちょっとすいません作っていたタイミングの都合でそうになってしまいましたきちんと最終的には 1. S s - 別紙 4-19 の方では最新版の方ときちんと整合を比較するような形で作らせていただきます申し訳ございません。
1:46:55	はい規制庁浜崎です。よろしく申し上げます。私からは以上です。
1:47:02	規制庁の竹田です。
1:47:04	あと 1 個だけ。
1:47:06	確認したいんですけれど、1126 ページの極限支持力なんですけれどこれ一つだけ書かれているんですけれど、極限支持力って
1:47:16	基礎指針の公式で算定しているの地震力によって若干変わってくるとは思うんですけれど、
1:47:23	これは S s では何か一つ代表のものかちっと決めて、それを、旧原子力として、
1:47:31	定めるということになるのでしょうか。多分地震ごとに変えるのでしょうか。
1:47:41	日本原燃の大橋でございます。全部当然出した上でなんですけれども最終的な比較の上では、一番厳しいものの方を代表として計算書の方に書かせていただいているというそういうことでございます。
1:47:54	規制庁の竹田です。わかりました。
1:47:57	はい。確認は以上です。
1:48:05	それでは、経産省関係その他規制庁側から確認ありますでしょうか。
1:48:21	よろしいでしょうか。
1:48:27	要は、
1:48:36	それじゃ、これで事実確認は、地震 0002 としては、すべてということでもよろしいでしょうか。規制庁側、その認識でよろしいですか。
1:48:49	はい。ごめんなさい。規制庁浜崎です。すいませんちょっとさっきですね F R S の件で聞きそびれちゃって申し訳ないです戻って先ほど 2 分の 1 S D についての F R S ごとのですね、
1:49:03	計算数は、2 分の 1 S D だけで計算しました、しますという説明があったんですけれども、その 2 分の 1 S D だけの場合ってというのは、
1:49:15	地盤のトガシからすべて自分の意思 S D で計算されてるんですかそれともエステーの



1:49:21	結果を見ると一致するということでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。
1:49:28	はい。日本原燃井藤です。こちらは動の計算になるんですけども、入力地震動から2分の1SDの地震動を入れて計算してるところでございます。
1:49:40	先生ハバサキですわかりましたじゃ、その労働計算書の段階ではあれですか地盤の応答計算から、例えば地盤物性の設定のところから、一応、
1:49:52	説明があるといいですかそういう資料は、そういうデータはあるというふうに受け取っておけばいいわけですね。植村です。浜崎さんおっしゃる通りでございます地盤の関係のやつとか、地盤のモデルだとか、
1:50:06	そういったものを示しながら応答だけの、FRSを添付資料で示していくことに考えてます。
1:50:14	はい、わかりました。以上です。
1:50:29	受振0002で、全体通しの確認はございますでしょうか。
1:50:39	それでは経産省本件につきまして日本原燃の方から修正方針の説明をお願いします。
1:50:46	はい。日本原燃藤です。
1:50:48	今回経産省関係で議論なったところですけども、
1:50:54	ペアの図面ですかね、こちらの方について、
1:50:59	PA建屋につきましてはここに既工認から大幅な変更しているといったことで、それがわかるようにといった修正をしたいと思います。具体的に既工認を呼び込んで、
1:51:11	どこを修正したとか、そういった書き方をするような修正を行います。
1:51:16	もう1点構造強度の記載こちらの方が、
1:51:21	1.2Ssのものよりも少し前に出してるといったことでちょっと反映されてないところありますので見直しの方を行いたいと思います。
1:51:29	この点は以上になります。
1:51:33	院長の竹田です。ありがとうございます。今の説明でコメントございますでしょうか。
1:51:43	よろしいでしょうか。
1:51:46	0002の確認としては以上とさせていただきます。
1:51:50	午前中に予定していたメニューとしましては、耐震建物30、
1:51:55	とあるんですけども、
1:51:59	どうしまししょうかも、あと10分でお昼になるんですけど、これは午後にまわしますか。

1:52:04	日本原燃は何かありますか。乾西田でございます。耐震建物 30 でございますが先ほどの地震 002 のご説明をさせていただいたときに、これお話をさしていただきました
1:52:17	基本床のブラッシュアップであったり
1:52:20	あれ以外のところっていう整理も含めて修正をするということで対応させていただきます。
1:52:32	やろうかありましたら、午前中のうちに言っていただければあとは修正方針の中で対応しますということかなと思ってました。以上です。
1:52:42	成長タケダを規制庁カミデです
1:52:46	耐震建物 30 はいいんですけど材料構造の話を少し聞きたいと思っていたんですけど、竹田さん、それはどうしますか。
1:53:04	と規制庁カミデず、
1:53:08	できれば、できればというか
1:53:11	多少食い込んでしまうかもしれないですけど、後はメンバーも違うので、話ができればなと思いますけれど、事業者の方はどうですか。
1:53:22	はい、上西でございますはいこちらの、すみませんそれ用の人間もおりましたので午前中のうちに片付けられれば幸いですでございますのでこのままやらせていただければと思います。以上です。
1:53:36	はい、規制庁カミデです。
1:53:40	それでは、材料構造の 0002 ということで、7 月 13 日に資料いただいてまして、
1:53:52	これで、先日も少しヒアリングした共通 0IV の対象設備っていうんですかね対象。
1:54:01	との関係で、
1:54:10	けど、そもそも材料構造、
1:54:15	というか、適合性説明対象の考え方を、事業者から説明いただきます。日本原燃石田でございます。在学分、前最初の方でお話をさしていただきました
1:54:29	来校としては大きく対象になる部分が二つの分類かなと思ってます最初に雄大イシハラと言っていた 9 種区分ですかね器具に関するものと、
1:54:42	あとは放射性物質を内包しない部分を、機能喪失によってが過度の被曝値を恐れがある安重と言ってるの値動き二つの分類だと思ってます。その一つ目の岸
1:54:57	レッドか構台異種青井氏から参集に関係する機器ということでいきますと、分析設備系の
1:55:07	ですね。

1:55:13	であったりとか、ここグローブボックスの受け皿部分液体等を使うグローブボックスの受け皿部分が、この文書化3種の湯機種に該当するもの。
1:55:24	2番目の分類を、放射性物質を内包しない部分その機能喪失恐れがあると、再処理でいうと安全冷却水系とか安全圧縮空気系と、
1:55:34	いうものを入れていたところに、対象となるのが、非常用発電機の空気層ですとか、グローブボックス消火設備のボンベといったものが、
1:55:45	その安全としての容器に該当するということであとはそれらの関係する安全に関係するような、
1:55:54	ですね配管関係ということで、対象を選んでおったと。また共通ファイル、
1:56:03	ですね、マルつけ、
1:56:10	コスト的に親部が、グローブボックスが対象になってなくて安西小見山が打ってません。これは一応
1:56:19	通用するかどうかは別として理由がございまして、昔は高久の施設の技術基準の中で代表構造の対象に入っている容器にグローブボックスは含まないという整理をが定義され、
1:56:33	出ました系統08での支柱表の中で議論ありましたとじ込み十条の取り込みの方で、江森率みたいなものやっていてそれが自主企画部っていろんな試験をする場合、検査をすると。
1:56:48	いうことも含めて措置ということで材料構造の直接の対象にはしないと、というような整理をしてました。そういう意味で、目になっているグローブボックスですとか
1:56:59	ボックス同等のところ、
1:57:01	利用していると言っている焼結炉みたいなものは、一通りは全部の10条の閉じ込めの対象ということで整理をさせていただいてございました。
1:57:11	そういうことで今、整理をしているところでございます。以上です。
1:57:19	はい。規制庁カミデです。わかりましたというか、
1:57:25	そうすると、
1:57:29	最初に話を聞いてたのは機器区分には属さなくても、また放射性物質は内包しなくても、安重のこれらはやりますと言って、
1:57:41	安全冷却水系とかはエントリーするという、
1:57:45	そ、そこまでの整理は一緒なんだけど、

1:57:52	グローブボックスは閉じ込めの要求があるからっていうのが、ちょっともう、それで言ってるのと、再処理っていうのはその違いかなっていうふうに今聞こえました。
1:58:04	その他条文でこれを見るから、
1:58:09	いう観点を、再処理でも適用するのか。
1:58:18	MOXだけなのかっていうと今どういう考えです。
1:58:25	はい。上野オオクボでございます今、グローブボックス話出ましたけども、再処理でも同じように考えてございまして、技術基準の中で容器に分類しないということに、整理されてましたので目次と同じように考えてございます。以上です。
1:58:40	本業でございます閉じ込めの方で見るという整理、同じというふうに考えてございます。以上です。
1:58:48	藤規制庁カミデです再処理側で聞いているのは
1:58:54	容器とかかんとか支持構造物以外のものは十七条の対象外ですと言って今その話をされたんだと思いますので、MOXはそうではなくて
1:59:07	容器なり管のうち性にグローボックスを入れるんだけど、
1:59:14	なんだけど他の条文があるからそう。
1:59:22	ちょっと違う整理なんだなと思ったんですけどそのあたりどうですか。
1:59:27	日本原電大窪でございます
1:59:30	御MOXの最初にも同じ整理だという認識でございます。以上です。
1:59:39	規制庁上出です。MOXをなぜ十七条の対象にしないのかというと、
1:59:46	閉じ込めで見るといいんです。ではなくて、容器とか缶ではないからいいんです。そういうことですか。
1:59:57	日本石田でございます。おっしゃっていた趣旨はちょっと違うと思ってまして
2:00:05	同テーマ同等というか守るようなことをとじ込みで県から結城。
2:00:11	代用交付税の対象としてのいわゆる威圧とか何とかをやるものの対象にはしないけども有機等に含まれないと言ってるつもりはなくてそこは
2:00:21	分類としてマルつきをどうするかっていうところは若干悩みますけど、どこベンチャーマルつけて終わりっていう話なのか、材料構造上もう
2:00:31	同等のことを見てるからそちら側で見ることで、要は、してますよっていうところを、
2:00:38	どうやってみせるかなんてところは若干悩みはあります。
2:00:43	4番、
2:00:49	上であの人はこちらですという形かなと思ってました。以上です。
2:00:54	規制庁カミデです。

2:00:58	そうですねまず医療機関支持構造物に何を入れるかっていう、その基本的な考え方はまず最初にドックで当然あってるべきだと思うので、ちゃんとそこは整理をしてください。
2:01:17	その上で、
2:01:21	もう福士の今の共通 05 なんですけど、そこはグローブボックス系は、
2:01:30	難しいな、じゃあ、共通 05 の、17 条の対象でマルついてるものって一体何ですかって言うと、
2:01:44	どういうことだ。容器と安重である容器、
2:01:48	昆、
2:01:49	支持構造物。
2:01:52	です。
2:01:54	なのか、そのうち、他に条文要求がないものですか。
2:02:04	どちらですか、そこが今ちょっとあやふやなことですかね。
2:02:10	はい。与儀西田でございます。そこは、安重容器で、かつ、他の条文で救えないものというか、
2:02:21	他の条文で相手にしてなくて材料構造で説明をしなきゃいけないものっていうのが丸がついてますってことだと思うんですけど、そこをちょっと明確に、どういう考え方でこの松木をしますかってのは以前共通でどうこうもそうですし、
2:02:37	どうオオハシだったかもそうですけど、ご指摘いただいて今考え方をそこにつけようと思っておりますので、何をもってそのマルをつけてるかっていうのが、条文ごとにそれぞれ考え方が当然あって、つけてますので、
2:02:51	それはあわせて、今日、確かお出しすることになってたと思うんですけどその中に付加してお見せできればと思ってました。以上です。
2:03:01	はい。規制庁神戸です。わかりました。どちらが政治に視点。
2:03:12	上回りないってことなのかなと理解します。なので結局対象として今考えてるのは今共通 05、藤久世の方なんで、これ一番下、R3 化、13 っていうバージョン、今、私見てますけど事業者の認識としては③に書いてある。
2:03:28	ものだと、とりあえずそう理解しておきますけど、よろしいですか。
2:03:33	はい。乾西田でございますはい。その通りでございますはい。
2:03:38	はい。規制庁神戸です。
2:03:40	その上で三角っていう変更なしが、
2:03:45	あって、
2:03:46	変更なし。

2:03:49	2項変更選考なしって書いてあるのもわかるし、2項変更でもあるのは何か変更があったから、また対象になっちゃうのかなっていう気はするんですけど。
2:04:02	1項変更で参画についてのものがあるって、ちょっと許容共用者なのかもしれないですけどその辺ってどうなってますか。
2:04:17	日本石田でございます出した人間が言うのも大変心苦しいんですが、基本原則からすると、ありえないですね、1個我々の場合1個変更じゃなくて1個新規なので、
2:04:29	三角がつくわけではないと思うんですけど、ちなみにですけどすみません、何に三角ついてましたでしょうか。
2:04:36	藤規制庁カミデ使用済み燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の北相木などで、再処理と共用する廃液系のことを言ってるんだと思います。
2:04:48	はい、二本木石田でございます大変失礼しました
2:04:52	それはですね、再処理で認可を確認いただいているものから変わりがないので、変わりが無いものを変え、それをそのままですということと呼び込もうと思ったので多分三角がついてたと思います
2:05:06	これボックスで行ける範囲よりも確かにボックスで思いますのでその部分が、ご審議として対象になってかつ、ボックスとして新規に何かちょっとベースにしなきゃいけない項目がないので三角ということだったと。
2:05:23	記憶をしておりますそこはちょっともうちょっと明示的にわかるようにして記載を拡充させていただきたいと思います以上です。
2:05:31	はい。規制庁カミデです。参画の意味合いが、あとちょっと違うのかなって感じがしてアホほぼ0なのかなっていう気はするんですけど。普通の三角っていうのはもう、
2:05:43	認可済みですっていうのもう、経産省そもそももう計算書なり説明がほとんどないと理解してますね。
2:05:53	一方で新たに共用するものについてはそういうものを、があるよということは17条の対応対象としてありますと言いつつも、計算書は、
2:06:06	共用先のあっちを見てくださいみたいな、整理になるのかなと思いましたけどそんな感じですか。はい。乳井石田でございます。その通りでございますのでちょっと三角とは経路が違う気がしますのでそこは適切な表示の仕方をさせていただければと思います。以上です。
2:06:26	はい。規制庁神です。わかりました。で、今は大体DBの頭で話を聞いていて、今度はSAの方どうだっていう、
2:06:39	SAの話は、何かSEに行くにあれですね。

2:06:45	ええ。
2:06:46	F 施設、最初にUF 施設のところで、1 項申請で0 だったりしますが、
2:06:53	ただあれですか、これも新大賞の考え方はDB と一緒に、
2:07:00	どういう理由かあれですけどグローボックスはまず対象がしていて、
2:07:09	放射性廃棄物の廃棄施設とかっていうのは、
2:07:15	これはあれですかね安重の容器だったり、神田からやってる。
2:07:23	大体そんな感じですかね。
2:07:25	はい。日本原燃志田でございます。はいそこに入っているのはそうですね放射線市の方は、児童館だからということだと思ってます。以上です。
2:07:37	はい。規制庁カミデです。最小に説明いただいたことを再度確認しますが、
2:07:44	加工施設としての機器区分に入ってくるようなものは、
2:07:51	さっき言ったグローボックスのドリフトレイとかあと分析設備のタンクとか、
2:07:57	みたいなもので、ほとんど液体で持ってないですから、あまり物はなくて、さらにその耐震安重みたいなものもほとんどないってことですね。
2:08:11	はい。入園者でございますそうですね機械系で中はそもそも以内っていないのはい。おっしゃっていただけてる通りです。比嘉杏珠のグループが、加工2 種三種で帰ってくるということでございます。はい。
2:08:27	はい。規制庁カミデです大体状況は理解しました。その上で
2:08:36	ちょっと材料構造の
2:08:40	対象の整理はですね、また近々話を最初に目算合わせて聞かないといけないなと思いますので、特に
2:08:50	在庫01 の資料ですかねこれをちゃんとMOX との
2:08:56	もっと最初は両方説明できるものとして、ちょっとプラッシュアップをしてまたヒアリングがセットできればと思いますのでちょっと準備をお願いします。
2:09:08	はい。日本原燃石原でございますはい承知いたしました。入れないといけない話ですので両方説明できるように資料を修正して、お出しをしたいと思います。以上です。
2:09:20	はい。規制庁上出です。わかりました。私の方からは以上。
2:09:27	一応側から確認することがございますでしょうか。
2:09:35	それでは現場の、はいどうぞ。消せあ、在庫の方の話です私ちょっと大変建物三重で事実確認があるんで、まず在庫を済ませちゃってください。はいすいません。

2:09:47	はい。
2:09:47	では在庫の方で、その他確認ございますでしょうか。
2:09:53	よろしいでしょうか、それでは修正方針について原燃の方から説明をお願いします。
2:10:01	はい、評議員の石原でございます最後に話が出た、在庫上の1ですかね、今後MOX最初に予防、説明ができるような資料に修正して、
2:10:12	お出しをしたいと思います出すタイミングについてはスケジュールで別途スピーチをしたいと思います以上です。
2:10:19	すいません規制庁コサクですけど、別途スケジュールでっていうことではあるんですけど、MOXの補正との関係もあるんですが、
2:10:28	その関係性をどうするんだ。
2:10:34	はい、与儀西原でございます。
2:10:38	あれ。
2:10:41	大丈夫ですかね。前項も含めた全体の
2:10:45	共通で、
2:10:48	大丈夫か。
2:10:49	バブリングしてる。
2:10:52	大丈夫です。こちらは、
2:10:55	いわゆるアナゴじゃない東京本店の松江の考え方を今日お出しをすることでお示しをしますので、MOXの構成ということでいくと、次回を含めた全体の申請対象になる設備の、
2:11:09	縦軸とそれに関係する日条文との丸付けの関係ですねそこが整理を考え方をお示しをすることによって、補正との関係は整理ができるかなと思ってました。それについては来週確か
2:11:24	ヒアリングを、共通06含めて09、違う、08だ、08に磯がついてますんでそれを含めて、
2:11:34	来週、ヒアリングを設定を確かさせていただいたものをその場でクリアできればと思ってました。以上です。
2:11:44	規制庁コサクですけど
2:11:47	08のヒアリングをする際に、
2:11:51	先ほどの、
2:11:53	在庫01とかは手元になくて議論ができるものですか。
2:12:11	乾西原でございます
2:12:14	そっぽを、
2:12:16	どういう分類でここに丸をつけたかっていうところを丸のつけ方の考え方でお示しをすることによって、



2:12:24	ご説明できるようになればなと思ってたところでしたが辛いですかね。
2:12:32	規制庁コサクです。それはどの程度わかるように書かれるのかによるのですが、
2:12:39	あれ。
2:12:41	もうすでに 08 は出てるんでしょ。
2:12:45	いや、強烈今日の夕方お出しをすることでといっても私が 1 日ここにいてということ、
2:12:53	もうできてる、減額で作業させなきゃいけないんですけど、はい。
2:12:59	規制庁コサクです
2:13:02	現時点だ等多分そこまで明確に書いてないんだろなと想像するとですね。
2:13:08	もう出してしまう資料だとすれば、在庫 01 もう、
2:13:14	手当をして、ヒアリングまでには提示されるという方がいいような気がするんですけどいかがですかね。
2:13:31	はい。
2:13:32	井上西原でございます。火曜日に確かヒアリングを設定させていただいております、
2:13:39	そうですね。資料を前の日、
2:13:44	までにお出しができるように、
2:13:48	頑張ります。はい。
2:13:52	はい、規制庁コサクです
2:13:55	時間も短いんですけど、
2:13:57	先ほど話をされたようなところでもあると思いますので、ざっと、
2:14:02	整理を、
2:14:03	大枠でも議論ができるようにしといてもらえればと思います。よろしくお願ひします。
2:14:09	はい。対応させていただきます。
2:14:15	はい、それでは材料構造については以上とさせていただきます、
2:14:19	耐震建物 30 について、
2:14:23	どうも、
2:14:24	これは何かあった。はい、規制庁浜崎ですちょっと事実確認だけです。26 ページの、
2:14:33	まず参事さんですね、気密性の維持のところ、下から 5 行目かな、4 行目か

2:14:43	一応そのクライテリアについてですね、クライテリアというか基本設計方針的な記載があって、せん断ひずみが概ね弾性状態に留まることを基本とするという表現があるんですが、
2:14:56	これ、機密性の
2:15:03	時代は、私、正しいんでしょう、正しいってやっぱこれで問題ないんでしょうか。
2:15:20	日本原燃窪田でございます。一応概ね千田男女ともあってせん断ひずみを求めるというこの機械自体設計方針へと発電と同様の整理、
2:15:31	設計方針としておましてそれを展開した記載となっております。事実上、設計と者へと同じような設計対応として考えてございました。以上です。
2:15:42	はい木津、規制庁安倍技術正しいということでしたらわかりましたで、例えば、例えば湯川については、
2:15:53	何か、
2:15:54	限界はあるんですか。
2:15:59	床天井です。
2:16:18	ちょっとすみません現状すみません、答えは日本原燃窪田です。現時点でその確認、答える者がいけませんので別途整理の上回答したいと思いません。以上です。
2:16:29	規制庁羽田井筒ですでは、ちょっと今日、私の疑問点だけ、こちらから伝えるだけにしますまずさっきの気密性に関しては、下の遮へい性と同じように、
2:16:41	構造強度の確保、
2:16:43	じゃないのかなと思ったんで、質問しました。部下に対しての考え方の記載は不要なんでしょうかというのが1点。
2:16:53	それから次の3-2-4の斜辺に関してですけれども、これは
2:17:01	真壁に関しては、
2:17:03	今度強度確保したと思うんですが床に関しての、
2:17:06	記載は、これは構造強度確保でいいんでしょうか。
2:17:12	こちらは弾性状態とか或いは短期許容力ないとかいう、
2:17:17	そういう目標になるのかなと。
2:17:21	いう疑問がありますので、ちょっとこの323と34について確認して、次回、回答の方してもらえればと思います。
2:17:32	今日、回答無理なんですよね。
2:17:35	はい。日本原燃窪ですいません衛藤本日では回答等、また整理確認の上と。はい。再開等に向けて調整させていただきます。以上です。

2:17:45	はい、喜多浜崎です。私から以上です。
2:17:50	以上のタケダです。その他、県庁側から確認ございますでしょうか。
2:18:00	よろしいですか。
2:18:01	の方から対応方針、説明をお願いします。
2:18:10	はい。日本原燃山田です。衛藤。
2:18:12	アイシン建物 30 については先ほどいただいた、先ほどいただいた浜崎さんの質問についての、衛藤。
2:18:20	確認の上資料に反映させていただくというのと、あと表最初につけています表について、江藤税所の地震 0002 で、いただきました、機能についての B C クラスの
2:18:34	追加ですとか、あと、一番右の、いきなり機能の名称閉じ込めとか行く前に一旦受けるべき機能というのを入れさせていただくという整理後、表の全体的な精査というのがあると考えております。以上です。
2:18:52	規制庁竹田です。ありがとう。
2:18:54	今の説明でコメントございますでしょうか。
2:19:02	よろしいでしょうか。
2:19:05	それでは午前中に予定していたヒアリングのメニューとしては以上となります。全体通して何かございますでしょうか。
2:19:13	日本原燃よろしいですか。
2:19:16	規制庁込み。
2:19:19	です。
2:19:25	ちょっといろいろあったような気がしますけど、昨日ヒアリングしたのはあるってことですけど、同じに合わせるってことなんですかね。
2:19:42	はい日本原燃伊藤です。
2:19:44	こちらの方もあわせて 8 月 2 日に出すようにちょ、そのスケジュールで対応したいと思います。
2:19:54	はい。規制庁深見です。わかりました。
2:19:57	耐震建物 30 も、
2:20:01	できれば同日、プレゼンにしても、もう 1 日ぐらい。
2:20:07	じゃないと昨日のところちゃんと確認できないかなと思ってますけど、その辺はどうですか。
2:20:17	はい。峰志田でございます耐震建物 30 も 2 日で対応させていただきます。はい。
2:20:26	はい。規制庁深見です。わかりました。よろしく申し上げます。私の方から以上です。

2:20:34	規制庁の武田です。それでは午前中よのヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。
2:20:42	はい、ありがとうございました。
0:00:00	赤穂は、
0:00:02	規制庁清水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:07	本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:14	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	山崎清町側の出席者を紹介いたします。
0:00:22	と本庁会議室からタジリシミズ。
0:00:26	後で遅れて、コサクとナカガワも参加します。
0:00:30	と他、
0:00:31	W E B から効果、
0:00:33	はい、以上になります。
0:00:36	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と、議題の構成の説明をした上で、資料の説明を開始してください。
0:00:45	はい。日本原燃仲間でございます。
0:00:49	日本連外の参加者を紹介いたします。
0:00:54	曾田。
0:00:56	小松。
0:00:57	井口山中。
0:00:59	石原。
0:01:01	活版の、
0:01:02	森口さんは、
0:01:04	シタニ、
0:01:05	ババ、
0:01:07	イワダテ、
0:01:08	去っても、
0:01:11	ヤマモト、
0:01:12	イグラ、
0:01:14	サトウ、
0:01:15	話。
0:01:17	井戸学科に、
0:01:19	8点目。

0:01:20	コヤマ。
0:01:21	亀井菅。
0:01:23	とろう。
0:01:25	私今、
0:01:27	ナカハマ、
0:01:28	WE Bからの参加で中となります。
0:01:33	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、画面共有させていただいてます、火災防護の壁レベルの 02、
0:01:44	1
0:01:46	遮へい 00-02。
0:01:49	通路 00-02。
0:01:52	通路 01。
0:01:54	以上五つの補足説明資料となります。
0:01:57	それでは、アボ 00-04 から説明させていただきます。
0:02:03	はい。日本原燃イワダテでございます。そうしましたらアボ 00-02 と 01 についてこちらの令和 4 年の 7 月 20 日に提出したアボ 0002÷15、
0:02:16	下部 01 はあるようですね、こちらについて説明をさせていただきます。
0:02:21	こちらについては前回 4 月 4 日に内部火災のヒアリング、いろいろ指摘いただきました事項を踏まえましてそこは記載を適正化上がっております。
0:02:32	一方でですね、ヒアリングの中で紐づけに対しての考え方でお話いただいた部分と、あと一部考え方はご説明を差し上げたんですけども、そこからですね、中身を確認していった結果業績方針を一部、
0:02:46	追加しているところがございますので、そちらについて中心に説明をさせていただきますと思います。
0:02:53	まず、通しの右下の 23 ページでございますけれども、こちらですね、簿許可の添付書類 5 のところで大枠に係る記載ですね、ここについて
0:03:06	浦の引火点にかかる設計方針の話、また、油に対しての関係に係る話、これがどこにひもづいているかというところでお話いただいております。
0:03:19	分娩に係る記載の部分についてはですね通しページでいうと右下の 26 ページ。
0:03:26	この基本設計方針の後半のところ下部でですね、当間防爆に係る話の中で、

0:03:37	棒の線が防火帯設置対策としてと書いてございますけれども、ここで読み進めていくと、
0:03:45	情報、工場電気設備防爆信用共済の爆発性雰囲気にならない設計とするところの爆発雰囲気にならない設計というところの前提にかかるところというところの紐づけで考えてございました。
0:03:56	この許可で書かせていただいた油の引火点にかかる話は添付の中で遠い文化点が低いというところでお示ししようかなとお示したいというふうに考えてございます。
0:04:08	あと、
0:04:09	油に対しての換気にかかる話でございまして、換気設備に換気するというところにつきましては、右下で言うと 21 ページ。
0:04:19	のところですね、床、こちら 21 ページの下部でございまして、油内包設備を設置する区域に対して換気を行う設計とするというところとか頭皮も繋がりを考えてございました。
0:04:33	また
0:04:35	都築港に係る部分ですが、こちらは通しページで言うと 48 ページになりますけれども、このですね右下 48 ページの下部のところに油タンクに対する対策というところで
0:04:51	バンドバー入力が廃棄するところがございましてここちょっと紐付けという形で考えていたと。そういう形で
0:04:58	整理しているというところでございます。
0:05:01	また、もう一つもう 1 点ですが、すいません、ちょっとページが前後して恐縮ですが、右下 44 ページ。
0:05:09	になります。
0:05:11	ここですね、許可の添付書類の中で、安全上重要な施設のグローブボックスに対する火災に対してと、消火ガス放出時の経路外放出の防止というところで、
0:05:23	東北加瀬いただきました。こちら前はですね灰色ハッチングにして添付というところで整理してございましたけれども、やっぱり重複という形で整理してございました。
0:05:35	こちらですね、
0:05:37	と 2 章のセル消火設備のところの設計方針と繋がりますということで前回ご説明させていただきました、ちょっとそのひも図形というところで整理しておいたんですけど、
0:05:48	もともと書いてた基本方針はですね、この負圧に維持するという考えについてはあくまで特徴として書いてたものであって、設計方針として

	設計とするという方針として書かれてたものが中、ございませんでしたので申し訳ありませんでしたが、
0:06:02	こちらにつきましては、右下、
0:06:07	当時すいませんこちらにつきましてはですね右下の 82 ページ。
0:06:13	なりますけれども、経路外の放出防止という観点で区域の亡失区域からの流出防止というところに紐づける形にして、基本設計方針として追加してございます。
0:06:26	あとすいません別紙 1 の①で 1 点、すいません申し訳ございませんがお詫びがございまして、右下の 103 ページでございます。
0:06:38	ここで一番最後にですね、緊急度、勤怠に対しての区域構造物下構造別、図書館消火設備に対しての共用の話書かせており、記載させていただいております。
0:06:51	こちらについてはですね許可の時の火災区域の設定の話といたしまして、すみませんまたちょっとページが前後して恐縮ですが、通しページの右下 14 ページのところですね、
0:07:05	重大事項に対しての区域設定というところでエリアの設定する構築物、建物等を記載してございますけれども、緊対以外にですね台帳官公庁数以上、
0:07:16	第 2 保管庫浄水場等ございましたのでこちらが全体的に読める記載になっておりませんので、こちらについてはですね、
0:07:24	ちょっとそのところが範囲が読めるように、例えばですけども、当間緊対、この 203 ページのところ緊対立山、岡、
0:07:34	等ですねちょっと全体が見えるような形にして、具体的には別紙 2 等対象を明確化するという形で記載を適正化したいというふうに考えてございましたここは、申し訳ございませんでした。ただ
0:07:46	増えたことによって横、これまで上段で書いてた基本設計方針については、警報先とかですねそこが増えたりとかそういったものはございませんので、基本設計方針が向かうということは考えてございません。
0:07:59	あと、1 点、越智ページの 266 ページでございます。
0:08:06	こちらについては別紙 4 でございますけれども、S 営農に対しての設置の話、せえと申し訳ございません。小野瀬っちいと接続するっていうところですね。
0:08:17	こちら実際に期待通りそういった連節があるのかどうかというところで前回のヒアリングの中でお話がありまして間瀬君もう一度確認しましてですね、金担当もあの際、最初の構内接地系と、建設されてると。

0:08:30	いうところで基礎確認をとる確認してございますので、記載としては現状残した形で整理してございます。
0:08:38	Aアボ00につきましては、アボ00-02につきましては以上です。かぼちゃ類についてはさっきの別紙4について江藤コサクの方の1の方で
0:08:49	し直したところを展開してるというところですので、特段、ご説明することはございません。資料の説明は以上です。
0:08:56	はい。規制庁大谷です。はい。規制庁田尻です。河西はもう前回であらかたやっていてそこを反映してきてっていうところはプラス少し修正してきたということでそこも含めて確認をさせていただければと思うんですけど。
0:09:08	基本、前回お伝えしてたことは前回の河西のヒアリングでお伝えしたことがあらかた、
0:09:14	かなというふう認識してるんですけど。
0:09:16	河西のヒアリングでも共通のヒアリングのところで少し聞いてたことがあって、対象設備申請対象設備のところで火災区域構築物の他に防火扉っていうふうに、何か書いてるのが共通シリーズのこの資料であって、
0:09:31	これってどういう整理でしたっけっていうのを聞いた気がするんですけどあそこって結局火災区域構築物とかさ、あのタイプが待機等だったかわかんないんですけど。
0:09:39	個別に防火扉を今回申請対象設備として登録してきてるわけじゃないと思うといいですかね。
0:09:47	はい日本原燃イワダテでございます今田尻さんおっしゃっていただいた通りですがもともと分けてそれぞれ書いてたところだったんですけども最終形としては、その3時間の防火扉についても火災区域構築物活性化構築物の項目として整理していました。以上です。
0:10:03	規制庁田尻です。なんで火災区域構築物として、壁であるとか耐火筆記で待機中には防火扉とかを含んでっていうふうに今業績方針で書いてるのと同じ整理で、
0:10:13	申請対象設備っていうのを登録するってこと等と理解しましたけどそれで大丈夫ですかね。
0:10:18	はい。日本原燃の夏井でございますので今おっしゃっていただいた通りでその通りです。
0:10:23	はい、規制庁タジリつについては理解いたしました。もう1点共通シリーズの絡みで確認しておきたいんですが
0:10:32	ページで言うと、
0:10:34	右下166ページのところで、



0:10:39	どの申請会議で、申請対象審査対象ってこの自然対流というか、にしているかというところで、影響評価部分に対する認識が合ってるかどうかを一応確認しておきたいんですけど。
0:10:50	影響評価のところに関しては最終回のタイミングで影響評価を見るっていうのは違くないと思ってるんですけど、第4回のところで一行申請に関しては書いてあるんですけど、ただ、今日、
0:11:01	何か基本設計方針みたいな形の書きぶりになっていて、
0:11:05	かつ、2項申請の方に関しては横ばいになっていて、
0:11:09	一番最後の影響評価は2項申請の設備が対象じゃないと思っていいのかっていうところと、基本設計方針って書いてあるけどそのあとの括弧書きの影響評価って書いてあるところで影響評価の結果も含めてここで示すつもりですよというふうにこれはとればいいんですかね。
0:11:24	はい。日本原燃志田でございます。影響評価のところその設備の評価の結果も含めて出すというつもりでございました。以上です。
0:11:33	関大谷です。なんで、
0:11:35	基本設計方針も入っていると思うんですけど是枝と何か新しい内容が含まれてるかどうかもわかりづらいので、
0:11:42	むしろ影響評価がメインなんじゃないかなっていうのが1点と、今ちょっと説明があったかわかんなかったんですけど、2項の方は、今横バーっていうふうになってるんですけどこれは1個の方でまとめて説明したいっていう説明なんですけど、その2項の方にも影響評価があるけど、
0:11:55	間違えて横バーにしてしまってるっていうのはどっちですかね。
0:12:04	日本病院のト部でございます影響評価の結果については1個1個の方でまとめて全体をお示しするという形で考えておりました。
0:12:13	規制庁谷です。
0:12:15	その場合影響評価っていうのは、2項の内容も含んだやつが1個に入るんですかね。
0:12:22	影響評価全体の結果は1項申請の中に入って2項申請の方はそこを引用する記載かなんかが出てくるっちゃうことですかね。
0:12:29	はい日本原燃のイワダテでございます影響評価はそうですね例えば、施設全体としての情報等含めた上での評価になるので1項の中で示した上で2項の方は1項から引き当てるといった形の整理になるかと思っております。
0:12:43	規制庁谷です。その場合横バーではないと思っていて、同じことに変えても仕方ないから片方にまとめて帰ってるっていう意図でしかないはずで

0:12:53	あくまで2項2項でその申請として基準適合完結させて欲しいところなので影響評価っていう意味だと別に2個、要は1項のところになし書いてないけど日本の対象っていうんだったらそこが鬼塚の横ばっていうふうにかかれると、
0:13:05	対象外と認識してるかどうかというのがわからなくなってしまうので記載ぶりだ形なんだと今の説明だと思うんですけど記載ぶりだけ整理していただければと思います。
0:13:15	はい。日本原燃のイワダテでございます申し訳ございませんでしたきちんと底堅いそこも含んでますよというのが読める形で整理させていただきます。
0:13:24	規制庁谷です。ちなみに評価者って多分溢水とか他にもいたりすると思うんですけど同じような感じですかね。
0:13:31	はい、弓削西原でございます記載を合わせます。はい。
0:13:35	規制庁館です。一応認識の確認なんですけど、いずれも最終回の申請において、いずれもとても火災と溢水がいたかっていうとちょっとぱっと浮かばないんですけど火災と溢水影響評価は第4グループで全部まとめていいんですよ。
0:13:50	1項は、さっき1個あったけど、移行を先にやってくれとかその意味わかんないんですよ。いえ。いやいいです読み西田でございますはい合わせて4回でやりますということです。はい。
0:13:59	はい。規制庁谷井です。協力を求めてやるっていうのは以前から聞いてたところだと思うんでその認識自体は大丈夫だと思うんですけどただこの書きぶりのところだけ何か、
0:14:08	認識が合ってるかわかんなくなるのちょっと不安があるので、その点だけよろしく願いいたします。
0:14:17	はい。規制庁田尻です。で、ちょっとあの前回からの絡みのところで1点だけちょっと確認しておきたいところがありまして、右下49ページのところで、前回どこまで、
0:14:27	給与はあったかってのもちょっと自信がないんですけど
0:14:30	右下49ページのbポツのところなんですけど、
0:14:34	今設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定し、衛星と想定した設計というところで、
0:14:40	これ制御盤間の離隔距離によりっていうふうなやつだけ書かれていて、これっていうのは結局離隔距離だ形の話でよかったんですけどなんかこのところだと一応延焼防止対策とか現場操作の話書いてるけど、現在は結局離隔距離、

0:14:53	109.6メートルの話なのかちょっと何の話かちょっと。
0:14:56	わかりたいところあるんですけど、6メートル計画って意味でしたっけ。
0:15:01	日本原燃今田でございますこちらについてはそうです
0:15:05	離隔としては6メートルの話があるかなと思ってますあと坂内の延焼防止とかについてはMOXの場合は盤自体を分離して対応するということで記載としてはしてないというところで考えてました。
0:15:16	規制庁田尻です。ちなみになんですけど、これ6メートル離隔と影響軽減の対策って意味でいうと6メートル離隔プラス自動消火だと思ってはいるんですけどそこって言うのはここで読み切れるんですかね。
0:15:29	離隔距離だけでOKっていうふうに言ってるようにも見えるんですけど。
0:15:34	はい日本原燃だってことでちょっと若干悩ましいところはあったんですけども
0:15:40	ちょっと影響軽減対策として見た時に
0:15:45	系統分離だけじゃないのかなってちょっと思ったところもあってですね、なので、対策系としてその物理的にあるところで物を話しますよっていうところで今記載してました。
0:15:59	まだ回答になってるか。すいませんはい。
0:16:02	規制庁館です。今のお話っていうのは、影響軽減対策ととらえてもとらえなくても
0:16:10	後の影響評価への繋ぎところでこれがあるから評価しても大丈夫っていう前提で書いてるんですけどっけ。
0:16:17	要は離隔距離を離すことによって、火災の影響を評価しても、極端な非消火設備なんてなくても大丈夫という説明をするってことでしたっけ。
0:16:26	はい日本原電イワダテでございますそうですねはいそのイメージでした。
0:16:32	規制庁谷です。それってどんな評価になるんですけどっけ。火災の影響評価や、やってみて、
0:16:39	温度評価やったらそんなに高くなりませんかの結果で示すんですけどっけなんか普通に影響軽減対策自体はでも取ってるんですよ、自動消火も含めて。
0:16:49	はい日本原燃イワダテでございます。すいません対策取ってるからOKっていうのとあとは、確かに何か今度評価っていうんですかねFDケースでやって大丈夫ですっていうパターンがありますね。
0:17:02	規制庁田尻です。いや書き方だ形なのかもしれんですけど例えば実用のところの舗数見ると、

0:17:10	上から例えば5行目とかのところで言うと、火災の影響軽減のための系統分離対策によってとかっていうふうには書けばいい形な気がするんですけど。
0:17:18	なんか、離隔距離だけ説明してて後で何か足りないとかっていう説明にならないですよ
0:17:25	何かやってるもんなら書きゃいいのになってというのがまず1点と、何か、
0:17:30	離隔距離にそこまでこだわるだけにこだわる必要があるのかなというのがちょっとよくわからないところがあったんですけど。
0:17:37	日本原燃の笠間です。ところ。
0:17:40	館さんおっしゃる通りで、ここは発電炉は、
0:17:45	オペレーター離隔、
0:17:47	会議とプラス自動消火で説明できないところ、ノリゲ室とかで、逆とか影響原因対策ができないところの説明として、離隔距離等、延焼防止対策と現場操作を入れて、
0:18:00	対応できますって説明してるところで、今原燃は、各距離だけで説明しようとする、もう釣り対策になるんで、物理対策だと、火災の影響軽減対策と、
0:18:11	同じ説明になります。影響軽減対策で説明しきるの影響軽減対策としての説明だし、この対策がとれていないのなら、現場操作を含めて対処が可能という書かないといけないところなんです、
0:18:23	ちょっと私はそこまでの事実確認できずに今レビューできてないんで、ちょっと今から変わります。
0:18:30	規制庁タジリつ今おっしゃっていただいた通り、いや、普通に影響軽減対策やってるやつだったら友達してどうこう述べる場でもないような気がスルーところだったので、
0:18:40	いやだから、あえてこいつを特出しして、営業系対策として管理消防とかもつけてんだけどあえて離隔距離だけで説明した文章書く意味あるのかなってというのが素朴に疑問だったんで、ちょっとその点だけ
0:18:53	全然以外の整理はできてると思ってるんですけど、その点は認識大丈夫ですかね。
0:18:59	はい日本原燃イワダテでございます影響軽減等で影響軽減対策を踏まえてどう評価、何だ、関連括弧でここでどう評価するのっていうところを踏まえた上でって、
0:19:11	いう形でトーン私も限定する記載にする必要があるのかってところで江藤いうふうにちょっと認識をいたしましたで、そういう意味でいう

	と、確かに、離隔距離だけにこだわっこだわっ固執して書くかっていうと、
0:19:25	変なところあるかもしれないなと思いましたので、ここで例えば影響軽減対策を講じるみたいな形で全体像全体等全般としてやりますよっていうことが読める形で、
0:19:36	整理すると、固執したんじゃないのかなというふうに思いました。
0:19:41	規制庁タジリです。ここ 55 と 4 ポツ 2 っていう形でもうすでに加工施設の安全確保という形の (1) で安全機能の確保対策改定で (2) で火災の影響評価っていう形の流れに繋がるところだと思うので、
0:19:53	何か小石とか国井が何かぶつ切りっぽい雰囲気になる必要もないかなっていう気はするので、ご検討いただいて特に何期にしてるかっていうと、分割たくさん出してくるんで、
0:20:04	あと次回の説明でちゃんと成功するんですねって時に、妙に限定かけた場合っていうのが、大丈夫かなっていう多分余計な返事とか出てきて欲しくないなっていうところだけなのでご検討いただければと思います。
0:20:16	はい。日本原燃イワダテでございます工事課で変な首を絞めることがないように記載は、適正化整理適正化したいと思います。
0:20:26	はい。規制庁谷です。あともう 1 点、右下 103 ページで先ほど、S A のところの火災区域構築物とかコア構築物こう区画構築物の話をされたと思うんですけど、
0:20:39	先ほどの町田と結局共用する。
0:20:47	本文、
0:20:49	物を歌う
0:20:53	等、はい日本原電はなっておりますちょっと今、
0:20:57	表記はとてもってというのはちょっと 1 例的に話したので少なくとも何だろう。
0:21:03	ここで言ってた範囲の登場人物の所、S S としてそれがわかるような形で主語としてちょっと改めたいなというのが趣旨でした。
0:21:13	館です。
0:21:15	とりあえず今緊対所提案までしか書いて沼田緊対所だけ関連文までしか述べてないけど他には添付のところで書いてあったように薄いものってのはほかにも各構築物かけなきゃいけない方がいて、
0:21:26	そこが読めないんでそこも読めるように書けますよっていうので言われていて、許可のタイミングだと例えば緊対所とか

0:21:33	場所単位というのが建屋単位というのがよくわかんないですけどその単位でしか書いてなかった人たちを今回設工認ということで、共用する対象というのが福田しながら書きますよとかって言うだけでもいいですかね。
0:22:01	すいません日本原燃和田でございます。
0:22:04	衛藤古藤は笹野鷺見でいうとまず許可のところであっていうところその部分のところで横に並んでる台帳官公庁推奨第2保管庫貯水所ってあるんですけども、これは登場人物として必要かなとまず
0:22:21	各見せる形かなと思ってますその上でっていうところで右下14ページのところ、鉄道部のところでそれ以外のところで貯槽関係とかですね、油の中貯槽とか系貯槽とかっていうところで示してまして、
0:22:38	それも含めて
0:22:41	清掃してみる形で整理がダーッと書くなりしているのかなというふうなイメージです。
0:22:49	規制庁谷井です。
0:22:51	今先ほどおっしゃっていた14ページのやつってというのは、
0:22:55	許可で共用って言ったやつの範囲に含まれてるでいいんですけど。
0:23:00	いや何か大きくくりで言っていて、個別説明が終わってないとかそういう可能性はあると思ってるんですけど、共用するって言った大枠の施設区分ところぐらいを書いてあって、それを具体化したものとして、今回書くっていう話をしてるでいいんですかね。いや何か、許可で共用するって名前を勝手に共有されるとそれはそれでややこしいってところだけなんですけど。
0:23:27	衛藤明穂議員の言われてございます
0:23:31	ここの許可本部じゃなくて、添付のところで書いてプラスアルファのもので10貯層時計貯層があるんですけども、もう共用の話をさせていただいてたかと記憶してます。
0:23:44	規制庁鳥居です。なんで許可でうたってる話ってことでいいんですよ。いや何か今先ほどおっしゃられた103ページのところ、横に並んでるやつで共用するってうたってるところで貼り付けてるのが、
0:23:54	実際緊対所とかそこのところ限定してた気がして今、それ以外に言って14ページ持ってこられたんですけど14ページに書いてあるのって、火災区域区画を設定しますよっていう話を言うだけなんで、多分他の方で共用するってのは、
0:24:08	気がするんで、一応そこの文言ベッドだったらでもいいんですけど本文なり添付のところに貼りつけといていただければ共有すると言ったよ

	ねってのがわかり気がするんで、その点だけよろしく願います。
0:24:20	はい日本原燃渡邊でございます申し訳ござい説明が不足して申し訳ございませんでしたご指摘の趣旨は理解いたしましたのでちゃんとそのこの樋門、その流れを読める形で必要なものは書かせていただきたいと思ます。
0:24:33	はい。規制庁谷ですよろしく願います。笠井は他に比べてヒアリング多かったような気もするんであらかた詰まってきたかなという気がするんですけど、今後も含めてなんすけど並びとったり言葉の精査っていうのは気づけられてるんだと思うので、ただ、中身が変わるやつ今回何か言葉追記しましたっていうのが所々出てきたりしたと思うんで、
0:24:53	何か大きな変更しようとするんであればまた説明していただいた方がいいかなと思うんでその点は認識していただいた上で作業いただければと思ます。
0:25:00	特に火災関連で規制庁から何かありますでしょうか。
0:25:12	なさそうであれば原燃側から振り返りなんですけどその時に最初の方で話した共通シリーズの花シーンを何かスケジュール変わるんであれば、あれも出されてましたっけちょっとタイミングが自分把握しなかったら申し訳ないんですけどそっちの方のスケジュールも込みで説明できるころあればよろしく願います。
0:25:32	はい日本原燃稲場ですまず振り返りになります東ソー先ほどいただきましたコメントの中で別紙2の影響評価の部分の表し方ですね、1項申請に申請の仕方について丸バーで申請解除やらしてるところは申請開示のところですね表してるんですけどもそのこのところは1回
0:25:50	整理をしまして溢水条文と他のこういう評価物が出てくるものについては整理させていただきますちょっとスケジュール化について事務局と相談させていただきます、
0:26:00	早期対応はさせていただきます。
0:26:06	49 ページですかね離隔のところですね影響軽減のところまで前回ご説明させていただきます、今回修正させていただきましたけども、ちょっと影響軽減に固執して書き過ぎている部分ここについては、改めてちょっと実施、実態の設計とですねあわせて、実量の記載に寄せていくのかというところをちょっと精査させていただきますと思ます。
0:26:28	あと 103 ページのところの共用の話ですねここについても、紐付けの整理というところですねちょっと説明の中では横に並んでる勤怠と、

0:26:38	大井町観光浄水場第2保管庫貯水量だけを書いているわけではなかったんですけども、14ページに飛ばして説明していたところもありますのでそこを今一度整理させていただきたいと思います。
0:26:49	火災について振り返りは以上です。
0:26:53	はい。あとすいません二本木西原でございます。共通関係に行くところの先ほど、影響評価のところにも1項の関係ですけども共通言語を
0:27:07	月曜日にお出しをすることにしてましてその中に反映して、お示しをしたいと思います。以上です。
0:27:14	はい規制庁タジリ様営業日としたということですね状況理解いたしました。
0:27:19	衛藤ほか葛西関連の規制庁は便が何かある方おられるでしょうか。
0:27:27	なさそうであれば元次の項目の説明をお願いいたします。
0:27:36	はい、弓削石田でございます。遮へいでございます。遮へい0002レビジョン中ということで、7月20日に提出をさせていただきました。
0:27:48	これまでのヒアリングのやりとりを踏まえて修正をさせていただきましたので主な修正ポイントの説明をさせていただきたいと思います。
0:27:57	まず、別紙1が右下6ページから始まっておりまして、
0:28:03	右下6ページの基本設計方針の冒頭の文章でございますが許可の本文という添付との関係も踏まえた上で、
0:28:16	線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮へい等の開削を講ずる設計とするということで、門間修正をさせていただいてございます。
0:28:27	はい。また、何にして7ページで、遮へい設備の構成を説明する際に、こういったものが、建屋周辺に入るかというようなことがわかるように建屋車検に入るかということがわかるように、
0:28:40	壁が天井というのが、そういったものになりますよということの説明がある、記載に修正をさせていただきます。
0:28:48	はい。BC1としては変更点は以上でございます。続きまして別紙4でございます別紙4-1が、右下31ページからでございます。
0:29:01	まず、右下32ページ見ていただきますと構成のところでは青字が幾つかあります全体の構成であったり
0:29:11	暗黙の
0:29:13	名称であったりということを再度整理をさせていただきましたということがまず1点でございます。
0:29:19	はい。その上で



0:29:24	法務部としてその全体の流れを整理したことによって、文言順番が入れ替わったところが一部ありますということも含めて修正をさせていただいてございますと。
0:29:36	ということでございます。
0:29:37	あとは、右下 39 ページですねモルタルの使用をする市内のところの選択の考え方であったり、あとは、
0:29:50	右下 42 ページとかの実効増倍率の話の説明を拡充をしたといったところでございます。
0:29:59	はい。事務局架空のところにつきましては右下 4、50 ページですか。2、補正踏まえた上で必要な記載を拡充をさせていただきました。
0:30:11	全く現実には 51 ページ以降の提供、図面関係図面自体はマスキング等ありますが上とか下に出てくる設備名称ですね。
0:30:23	これに対して、右下 51 ページとかの付近の販売であります赤紫緑と、
0:30:30	ということで、それぞれのに応じた、いろいろ知恵をさせていただいて、何にその設備が該当するのかというのがわかるように、記載を整理をさせていただきましたと。
0:30:43	ということでございます。
0:30:46	右下 66 ページはこの表の中でもともと倍になってたところの意味合いがわかるようにということで整理をさせていただきました。
0:30:55	はい。
0:30:58	あとは右下 42 ページから 85 ページから別紙 4-2 が始まってございます。
0:31:06	あと右下 102 ページから別紙 4-3 と、全体的には云々の不安の適正化という範囲での修正をさせていただいたということでございます。
0:31:18	説明は以上になります。
0:31:22	規制庁岡です。大分わかりやすくなってきたという印象でしたが、ちょっと他、別紙 1 関係、1 点だけ確認で、
0:31:32	前回その凡例のところも結構ルールに沿ってないところがあるので見直してくださいというふうをお願いしたところ 7 ページ目の (2) 、
0:31:43	基本設計方針のカッコ 2 のところで、
0:31:47	後、③④⑤⑥⑦を、
0:31:51	過去に降ってきたりしたんですけど、
0:31:54	これってルールに沿ってますか。
0:32:02	長嶺シンタニです。こちらについては (2) でこの後、ポツから始まる。
0:32:09	項目を

0:32:12	まとめるというか、
0:32:15	指して書いてある部分なのでそれぞれの項目、
0:32:19	2ひもづくものとして、整理しているので、ルールに合ってるかなと考えております。
0:32:27	規制庁岡です。石原さんもこれでルールには沿っていると。
0:32:32	ということでしょうか。
0:32:39	はい。金西田でございます。
0:32:42	大前の例としてはこの右時代を見たときに、一対一の文章でその設計方針を語るときにそれぞれの因果関係がわかるように番号を振るということ。
0:32:52	あと構成的に大項目の文章があってその下に小項目の文章が繋がる場合には、小項目側でそれぞれ間違いがわかるように工夫して番号付けていて、
0:33:06	その全体の設計方針をカバーする大項目の文章にそのリンクするルールをすべてかぶせるというようなやり方にはしてまずで、
0:33:16	これは先ほど、全社で言ったような、今度、結果本文と見た時にこの
0:33:24	文章に適合するように整合するように書いた基本設計方針ですよということが可能な番号のつけ方をするのであれば、(2)番のポイントのところの(2)番に番号をつけてその辺の対比で書くと。
0:33:40	ということだと思います。
0:33:42	例えばそちらだと思うんですけど先ほどの二つの選択のどちらかを取るかと、ということだと思ってまして、今回の番号付けについてはルール上の校舎をとったと、いう小項目でのとの対比という意味での、
0:33:57	大項目側の文章にそのリンクがわかるように義務づけをしたというやり方をやらせていただきました。以上です。
0:34:03	はい。規制庁甲斐です。
0:34:06	ちょっとやはり、そういう部、分類されているところもあるんですが、基本的には前者の、
0:34:14	やり方でこの(2)っていうのは第2項の前提条件、グローバルな
0:34:19	ことが記載されているべきものでそれは許可本文のどこに書いてあるかっていうことをまず記載しなきゃいけないところだと思っていて、
0:34:28	こちらのイメージとしては隣の許可本文、
0:34:32	グローバルな大項目が、ここに対応しますよということが、しっかり一対一でわかるようになってきてもらいたかったと。で、今の後者の話は技術基準規則のところでしたら第2、

0:34:45	第2項はこれこれで説明していますっていうことがわかるので、そういうつけ方をして、
0:34:51	いる。
0:34:52	のではないかと技術基準規則のところではそれが、
0:34:56	よくわかるようになってはいるんですが、基本設計方針の丸のつけ方としては、おそらくこうこう、
0:35:03	前者の話ではないかと思っていたんですがその辺の認識はいかがでしょうか。
0:35:10	はい。与儀石田でございます。まず、大岡さん言っていた技術基準どこまでのものが、この技術基準の項目とリンクをするかってのはおっしゃっていただけてる通り、
0:35:23	技術基準規則のところの番号との紐付けでリンクがとれるという形にしております。
0:35:30	あとは岡さんご指摘の点、(2)番、A、B、Cと繋がっている、それぞれの文章のタームを見たときに、
0:35:40	適切な措置を講ずると言ってる音楽を言いながらも、個別具体的話は、この順番に説明をしていて、それぞれがそれぞれで個別の設計方針を語っていると。
0:35:53	これは考えられる部分もありますので、そういった場合は③-1が、(2)番について、ポツ以降が③-2、03-303-4と。
0:36:05	言ってそれぞれ2個張られて順番が構成されると。
0:36:09	③-1は、本部許可本部で言う(2)番の文章と、イコールですという形、わかるように整理をさせていただければと思います。以上です。
0:36:23	はい。規制庁岡です。ちょっと今のも気になったところがあって、ここで(1)の第1項でも、
0:36:31	立木謝礼とかの説明が小項目のところで説明されているっていうそういう構成になっていて、まず一番初めに、グローバルな遮へい全体の話
0:36:42	を、書いて、(1)(2)で第1項第2項のことを書いて、
0:36:48	誰かの(1)(2)にもかかるような対策の話が具体的に小項目として展開されているっていう構成になっているっていう認識なので、
0:36:58	③の-1とかやってしまうのもちょっと何か、
0:37:03	比率なのかなと。具体的には、許可の申請書の本文の通り、順番に番号A、A、それに対応する機能設計方針、一対一であるのでそれを、
0:37:15	順番に番号を振っていったってっていう方が説明もしやすいのかなと。
0:37:19	思ったんでいかがですか。

0:37:23	はい。日本原燃石田でございます。ちょっと剛性も含めた上で考えたいと思います今言われたのは、許可本文の項目ごとに他と度縦に多分判も並んで、それと、
0:37:37	いわゆる親が行くと、
0:37:39	①番の代行一番大前提の文章で②番が、その小項目の1個目。
0:37:45	③番がその次、④番⑤番と順番に続けて、番号会計そういうところに行くっていう、またその中項目をさらにここものっていうですね子供が出てくる場合はそれを一月の番号で、
0:37:59	枝分かれをさせるということも含めて頭から順番に振って行って、それで、基本的方針とリンクをとればということでもいいですかね。ちょっとそういうことも含めて整理をしたいと思いますはい。ありがとうございます。
0:38:12	はい。規制庁岡です。よろしく申し上げます。別紙1に関してはあと修正いただいたところに関しては、これでいいとしてですね、ちょっと別紙4とか別紙2の辺りもちょっと関係。
0:38:23	してくるんですが、先ほど葛西の方でもちょっと議論になったんですが
0:38:28	結局設備選定の話、前回共通08の部屋のところで、少し具体的な例、グローブボックスとかを具体的な例として、
0:38:38	伺った上で、少し説明、
0:38:43	加えてくださいというふうに言っていたんですがそれを遮へいの別紙04の
0:38:50	設備設計とかその辺のところには選定の話がないのでそういう先生の話も書いてくださいねっていうようなコメントしたと思うんですが、今回それってどっかで、
0:39:01	書きあらわされてますでしょうか。また共通とかで、もう変えていくってということなんでしょうか。
0:39:10	はい。井手西原でございます以前、共通。
0:39:16	05でしたかね08でしたかね、08年。はい。
0:39:23	一つは最後の方で出たのは遮へいでしたかね、例えばなのか、設備なのか、扉の設備としてエントリーしてるものは今建物エントリーされててちょっと区分としては考え方と違うよねってところは、
0:39:40	共通08側の考え方を整理をし、そこに、
0:39:44	設備としてエントリーするものでは設備側の設備区分に移してということ、
0:39:50	申請対象設備リスト自体を直しに行くということで整理をさせていただいてました。実際じゃそれが、すいませんそこまで遮へいもこの別紙2

	とかの資料にとうまくリンクがとれてるかところまでは、すいません私も頭が回ってませんでしたので、
0:40:08	ちょっと廣時計含めて、どこかで、ちゃんとわかるようにした方がいいところは、一気に整理をさせていただければと思ってました。ちょっと至急そこはリンク含めて整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:40:21	はい、室長からです。よろしくお願ひします。この別紙2が結構等が多くてですねその具体的な設備なので、それが共通08とかあと、申請書の個別設備のところと、
0:40:33	何がどう結びついているのかっていう観点でわかりづらいついていうこともあっても、
0:40:38	確認だったので、そういうことを含め、よろしくお願ひします。遮へいで結構その建屋平気遮へい、つまり壁とか床とか現状の厚さ、
0:40:49	まず大前提で、それに扉とかしたっていうのはすごくわかりやすいんですが、グローブボックス遮へいとか補助者へっていうのが具体的にどんな話に。
0:41:00	ついていて、それはどういう観点で選定されてるのかとか、そういう考え方がですねやっぱり、
0:41:08	別紙2でたとえ綺麗に整理されて共通08とかで綺麗に整理されても、それが、
0:41:14	考え方っていうのはやっぱりわからなくてその考え方を、別紙4のどこかで、具体的に記載してきてくださいっていうようなコメントだったんですがそういう、
0:41:25	観点ではいかがでしょう。
0:41:30	はい、日本イシハラでございますはい。ちょっとそういう意味では、我々のってか私の認識が、設備としての丸付けをしてるものに対して、
0:41:41	なぜこれが遮へいに絡んでこっちわからないのかということがわかるように、設備の名称のところに括弧書きで書くなりいろんな工夫をして、その差別化を図るということに大分、足、足が言っていましたので、
0:41:57	今のご指摘の点を踏まえて共通、今のレベルシリーズで別紙については、この設計方針とのリンクを語る上で、まあいいかという部分とは言わないですけど同じような分類でもらってのは頭の中で、
0:42:12	代表選手を書けば同じようなものが分類されますよねっていうところで記載は、ある程度スリム化してる場所ありますそこが、

0:42:19	今一度見て本当にこの通りでいいのかっていうところは申請対象設備リストの関係も含めて整理をさせていただければと思います。あともう一つのグローブボックスとかに遮へいを期待する遮へい体を、
0:42:34	作っているものっていうのがどういうものは、それをつけていくことになってるのかと、ここについてはおっしゃってる趣旨は理解をしましたまさしく従事者の被ばく
0:42:48	時の遮へいとしての設計そのもの、
0:42:51	と思いますので、
0:42:53	ただ、資料は、今、
0:42:59	スカイシャインとかでも正しく従事者の社員要は被ばくのことを考えた時にL a n g e r線量率を設定して計算していると。
0:43:07	ここのリンクで、グローボックスに対して車両を期待する遮へい体をつけるといったものっていうのはこういう部分があつてと、それを設計として取り組んで、こういう条件として、
0:43:18	強化なり何なりをしますよということが勤務作りな形で、
0:43:22	記載を展開できるように工夫をさせていただければと思います。以上です。
0:43:28	はい。政調会ですそういう対応になるかと思いますのでよろしくお願ひします。あと、これは念のための確認なんですけど、遮へい設備以外で、
0:43:39	エントリーされているとか分類されているっていうようなものっていうのはないっていう認識で大丈夫でしょ。
0:43:46	はい。乳井西田でございますあんばいということで考えてました。以上です。
0:43:50	はい。規制庁岡です。
0:43:53	はい、わかりましたじゃまたその辺をまとめた結果を見ながら、本当に条文適合としてこれでいいのかっていうことを確認させていただきますので、よろしくお願ひします。
0:44:05	あと4の一井で、今回ちょっとモルタルのところ先ほどもちょっと説明あったんですが、
0:44:12	説明を追加していただいた39ページ目のエンモウとモルタルの分け方を少し具体的に、
0:44:20	開いてくださいと根拠も含め書いてくださいと言って、お伝えして対応していただいたんですが、
0:44:26	本配管と接するために、モルタルの使用が適さない。
0:44:31	場所っていうのがまたちょっと結果、
0:44:34	これは結果かなと思っていて、

0:44:37	根拠を、つまり配管と接すると熱膨張でモルタル場所の動きに追従できないから、
0:44:45	適さないんですよっていうその適さないっていう部分の根拠を少し具体的に入って欲しかったんですが、簡単な追記だとは思いますがいかがですか。
0:45:14	上坂でございます。ご指摘の点を踏まえて
0:45:21	使用が適さないっていう理由がわかるようにということで、文章を拡充させていただきたいと思います。以上です。
0:45:29	はい、規制庁数よろしくお願ひします。あとちょっと軽微な話ではあるんですが全体構成、伝えていただいてまた前からずっと順番に読んでいくと、
0:45:40	45 ページ目とか 46 ページ目の辺り、A、
0:45:44	A と中性子線とガンマ線の順番が何か。
0:45:48	逆転して、
0:45:50	いるんですね、ずっと山ません中性子線という順番で来ているんですが、ここら辺で急に抽選端末と順番が逆転しているのてちょっとそこは、
0:46:00	もし理由とプラン理由がないのであればそろえてもらいたいと思うんですが、最後まで、統一してちょっと確認していただきたいんですが、
0:46:07	いかがです。
0:46:12	日本原燃新谷です。換算係数のところでですねもともとの
0:46:18	別紙でつけていた時の順番が逆転してたのでそのままつけてしまっていたところですのでちょっとここに合わせて順番を合わせたいと思います。
0:46:29	はい、規制庁課です。あとは、核定数ライブラリのその前のページ 45 ページ目とか、あとこれ、この辺に基づく表とかもずっと $\gamma$ 中性子っていう順番で、
0:46:40	整理されてきたんですがここら辺、
0:46:43	結果、中性子岩盤っていうふうになってきて、ちょっと
0:46:49	何で順番変わったんだろうと思うような記載に今なってるので全体含め、ちょっと整合性の観点でよろしくお願ひします。19 日の話ですが、今、
0:47:02	あと 44 ページ目。
0:47:04	160 ページ目、2、別紙 4-4 として、今回堆積構造の花、概要が追加されまして申請書の方でもついてはいかんですが、ずっとそのどこで議論するのかっていうことで、

0:47:19	取り付けていただいたというところもあったんですが、
0:47:23	これちょっと前から気になっているのは、160 ページの日清にすんの。
0:47:29	V e r i f i c a t i o n の 1 ポツ目の計算機能が適正であることは、 後述する妥当性確認の中で確認しているって書いてあって、
0:47:38	これ目的が違うことが二つ並んでると思っているんですが、具体的にど ういう意図で記載されているんでしょうか。
0:48:11	はい、日本イシハラでございます。今言われてるのは計算機能が適正で あることって言うことと、妥当性確認でやろうとしてることが、内 容的に一致しないようにお願いしますっていうのがあんまり文章として 適切じゃないんじゃないかっていうことですかね。
0:48:28	はい、規制庁から意図はそういうことで、あと正確には計算モデルに対 して行うことで、理経社の方は計算機能に対して、
0:48:39	関する機能に対して行うことなので、
0:48:42	妥当性確認で計算機能を確認できないとっていて、
0:48:47	この一文が全然論理的じゃないというか、
0:48:52	どういう意図でこういうことが書かれたのかなというところで確認させ ていただきましたが、はい、二本木西田でございます。多分 1 番目に書 いてあること自体特別に何か機能を個別で確認するというよりは、
0:49:06	バリエーションある中でいろんな企画をやってるのが当然計算をする わけで、そういう中で、いわゆる計算機能自体におかしなところがない のは見れるでしょうということだぐらいの位置付けだと思います。
0:49:20	なので日本語を振り返ること自体が、正しいかどうかを他の見ながら整 理をさせていただければと思います。以上です。
0:49:29	はい、規制庁からその意図はわかりましたがちょっと一番初めに来るこ とじゃないってのがまずは、
0:49:35	前提としてあってで、あとかつ、
0:49:40	ちょっとこの V e r i f i c a t i o n がちょっと薄くてですね計算機 能の適切性を判断できるっていう、
0:49:48	ことが、
0:49:49	ちょっとどこにも開いてないんじゃないかなとっていてですね、例え ば、マニュアルなんかに計算ベンチマークなんか、
0:49:58	医師されてると思うんですがそういうのを示す場所じゃないかなと思っ て。
0:50:03	と呼んでいたんですが、何かそういう材料、ありますでしょうか。相当 古いコードで、
0:50:09	いろいろな時、実績があることなので、



0:50:12	準備できると思うんですが、いかがですか。
0:50:25	はい、乳井石田でございます。ちょっとこの解析コードの件ですけども、他の耐震なんかのやり方も含めた上でちょっともうちょっと工夫をしようかなと思っていたのが、
0:50:39	何か他の設工認とかで、許認可関係に実績があるかどうかというところで、いわゆるVerificationん、一部かもしれませんがそういったところで、すでにも実績があるものかどうかというところをまず拡充していくことによって、
0:50:56	あんまりB系の事細かに書かなくても、それで大体できるかなということも含めて整理をしようかと思ってました。
0:51:04	はい。10日です。そういう方針であれば、多分そういうことは今回、
0:51:11	地域されてこなきゃいけないかなと思っていましたので、かつ、妥当性確認はValidation側も相当古いものばかり。
0:51:22	はい。あって、
0:51:26	いかに許認可で実績あるコードって基本設計方針でうたってるとはいえですね10
0:51:32	あまりにずっと古いものをずっとし、使い続けてるとというのが、
0:51:37	最新の危険とかを取り込むような新規制基準に対してもちょっと整合しないという、
0:51:44	こともあってですねただ、このSNコードみたいなのはすごい現現在でも、全然使えるものをあれして理論は変わらないものなので、
0:51:54	今の許認可とか、新規制基準とかでも相当使われてますのでそういう実績を、
0:52:00	どっかあとジャック4615とか新しく遮へいで整備されてきている、
0:52:06	標準とかでも十分SNコードは使えるって書いてあるものなのでそういうことをし、しっかりValidationのところで説明いただくのがいいかなと思ったんですが、いかがでしょう。
0:52:17	はい、日本イシハラでございます。はい。ご指摘の点理解をしましておっしゃっていただいた通り十分実績がありかつ、今でも使えるということは、
0:52:27	また五味でもいろいろと実証されていることだと思いますので、そういうことをちゃんと呼び込んでなり、展開できるようにさせていただければと思います。以上です。
0:52:37	はい。規制庁岡です。その辺、よろしくお願ひします。遮へい00-02に対して私からは以上なんですが、
0:52:46	規制庁側から他何かありますでしょうか。

0:52:55	にないようでしたら振り返りの方、お願いします。
0:53:03	日本原燃、
0:53:07	ほぼ、
0:53:09	車両に関しまして、C1の方ですけれども、設計方針と強化との紐づけについて、
0:53:18	許可の頭の方から番号って言ってそれと、設計方針を義務づけるという形でチェックをしたいと思います。
0:53:24	あと、別紙の方になりますけれども、
0:53:29	等、共通08で整理したような内容を別紙2の方に
0:53:34	綺麗に整理していくということとあと、次の考え。
0:53:41	ここ、
0:53:44	県、
0:53:49	焦りフォルダし、
0:53:55	衛藤岸。
0:54:05	樽井弁償安保さん、藤さん、すみません石原です。お子さんの通信後抽出してない。
0:54:15	郷さん、遠藤番場線と順番が逆になってる部分があるということです。ないです。
0:54:23	規制庁館ですけどアボさん音声って聞こえてますかこっちの。
0:54:28	結構通信が悪いようで音が聞き取れないのですが、
0:54:40	5者で力を上げて、
0:54:57	大澤さん、安保さんにいいよってこっちでしゃべるって言って、
0:55:05	通信がよくないので、弓削イシハラですこちらでしゃべりますすみません。
0:55:09	ちょっといろいろと今、こんな関係で在宅が増えてまして、
0:55:16	別紙1のところ番号のつけ方含めてちょっと整理をさせていただきますというところが、
0:55:24	あと、別紙2のところ申請対象設備リストとの関係で、対象となる設備がちゃんと漏れなく書かれているかということはもう一度チェックをした上で適切な記載に、
0:55:36	修正をさせていただきます。
0:55:39	あと別紙の関係についてはそれぞれ頭から全部読んでですねいわゆるキーワードとして出てくる登場人物の順番記載の順番であったりということについては適正化をさせていただきたいと思います。
0:55:52	はい。阿藤は今回足した
0:55:57	たるところだけではなくて他のちょっともう一度見させていただきます

0:56:01	として、説明が十分ないところは、前提として考えていることも含めて記載をしっかりと適切にさせていただきたいと思いますということでございます。
0:56:13	計算コードの方は、他の方で、今考えている計算コードとしてやはり、許認可関係の実績も含めて
0:56:26	確認されているという事実もですねやはり書いておかないと、計算コードの説明としては十分ではないというところもありますし、やっぱ例えばバージョンが違う部門で実績がある場合バージョンが違っても計算そのものには影響しませんよといったこともちゃんと
0:56:41	説明をしているということが、テンプレとしては必要なことだろうと思っておりますので、そういったことも含めて記載を拡充をさせていただきます。あとは谷住田委員が以前からずっと過去から使ってるコードこれについては
0:56:56	最近のいろんな実績を含めて、適用可能だと、いうことをしっかりと説明できるような理論武装させていただくということだと思ってました。
0:57:07	説明
0:57:09	振り返り以上でございまして修正については、
0:57:13	これは、
0:57:17	水曜日には出せるかなと思いますもうちょっと早く火曜日に出せる場合は火曜日でさせていただきます、測定の水曜日には提出をさせていただきたいと思います以上です。
0:57:29	はい、規制庁課ですよろしく申し上げます。
0:57:33	では次の条文ですかね、お願いします。
0:57:37	はい、日本エリアでございます。通路 0002 でございます。デビジョン 11 ということで 7 月 26 日に提出をさせていただきました。
0:57:47	こちらの今までのヒアリングやりとりを反映し、修正をしたということで、説明をしようと思ってましたが、一部事件が起こりまして別紙 1 は特に変更ありません。
0:58:00	別紙 4 のところですね、
0:58:03	以前から営業さしていただいている照明の設備の添付書類を個別に、安全避難通路とは別にとということで設定しようとしていたんですが以前、他のところで、共通 8 でしたかね、
0:58:18	の時にお話した通り、別表に従って分割してますけどうちにとっては、別表にもないですし、わざわざ分ける必要がないので、合体して検討させていただきますということで、
0:58:30	右下 19 ページ見ていただきますと、この別紙をですね、

0:58:35	例の上二つの教育を並べて、その右に合格するやつを欲しいということで、お願いしました。
0:58:45	お願いをしたときの思いとしては、最大公約するものが一番右から2番目の列に来ると言ったんですけど、最大公約数が来ないで、
0:58:54	中途半端な形になってしまいました。すみません、私がちゃんと指示してやってればこんなことにならなかったかもしれません。
0:59:01	やりたかったこととしては、全員避難通路の発電の添付書類と、発電所の照明、非常照明の添付書類をさせて、MOX法の
0:59:14	環境等の説明書にするということで、
0:59:18	例えば概要のところは、今、安全避難通路の、
0:59:24	1号に関するところしか書いてません学校の概要には、1号2号3号を全部まとめて、適用範囲として概要を書くと、やりたかったということでございます。
0:59:34	2ポツの機能設計方針のところは、2.1だけ安全避難通路と書いてそれを工事箇所以降工事会としてますけども、これですね。
0:59:43	基本設計方針が安全避難する第1章共通理解ということ丸々全部購入すると書くと、
0:59:49	この基本方針を展開をした上で、
0:59:52	そのあとに、3ページの中で詳細の設計ということで、31年日については今回ご説明をさせていただくと、3.2以降については小鹿井手ということで、
1:00:04	整理をさせていただくつもりでしたが、すみません結果がそうとなつてませんでしたので申し訳ございませんでした。こちらについては今すでに修正作業に入ってますので、そういう形で修正をして、
1:00:15	お出しをさせていただきたいと思います。
1:00:18	はい。安全避難通路としては、説明するポイントはそこだけだったんですけどそこがうまくいなくて申し訳ないです。以上です。
1:00:26	はい。成長と自立言っていただいたんで、これ以上は言いません
1:00:31	作業は別にややこしいことをお願いしてるわけでも何でもなくて、避難通路と上下説明書1本にしますすることになりましたよねとなったんで先ほどおっしゃったように19ページのところで、
1:00:43	みな通路の部分だけどっかじゃなくて、
1:00:46	なぜ避難通路等の十分な話比木書きゃいいですよねかいう部分と、基本設計方針に関しては、一応今回関連するものとしてひとしきり風、この情報に関して1匹の強制休診うたっているはずなので、

1:00:58	添付に関しては照明設備自体の申請は、第2章部分は関係ないってのはわかってるんですけど、第1章としてうたった基本設計方針に係るものについては別に照明設備、照明の部分だって書きゃいい話には、
1:01:10	本文でうたってるんだから添付で書けないわけじゃなくて同じレベルだったというだけの話だと思うので、直していただければです。以上です
1:01:20	自分からはいいですけど形状が他にあれば何か、
1:01:23	コメントしようもないと思うんですけどはい。
1:01:30	はい、規制庁鳥居です。なんで、振替はいいですけどいつ出てくるかだけ教えてもらえると助かります。振り返りはもう自分で言われたんで、別に大丈夫なんで。
1:01:42	にゅいすか。
1:01:44	はい日本原燃伊奈です。8月1日の月曜日にはお出しさせていただきたいと思います。
1:01:51	規制庁佐治です内容が上だった時にヒアリングやらなくていいレベルに本来なるはずだったので、早めに出していただければと思います以上です。
1:02:00	はい。井上イナバです。大変申し訳ございませんでした。
1:02:04	よろしく願いいたします。
1:02:08	成長シミズです。それ本日はヒアリング全体を通して規制庁側から何かございますでしょうか。
1:02:17	イトウ原燃側特によろしいでしょうか。
1:02:22	はい、日本に特にございません。
1:02:25	はい。
1:02:25	それではこれで本日のヒアリングを終了したいと思いますので、登録を停止します。